

廃棄物規制課

〇．適正処理の更なる推進と循環型社会の形成に向けた廃棄物処理法の産業廃棄物に係る規定の合理的運用について

廃棄物の適正処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から厳然として不可欠であり、循環経済への移行を進め、循環型社会形成を推進するに当たっても大前提となるものである。都道府県・政令市におかれては、日々、産業廃棄物の適正処理の推進に向けて、廃棄物処理法の適切な運用に御尽力いただいていることに感謝申し上げる。

しかしながら、一部の自治体において、廃棄物処理法全体の目的や各規定の趣旨等を考慮しない非合理的な運用がなされている事例が未だに散見される。

具体的には、廃棄物処理法（同法に基づく政令、省令及び告示等を含む。以下本項において同じ。）の文言のみに囚われた形式的な解釈や、産業廃棄物処理業者の合理的な実務を踏まえない運用、廃棄物処理法で定める書類以外に多くの書類の提出を求める指導など、産業廃棄物処理業者に対して過度の負担を強いる行政実務が見られるところである。

その一方、不適正処理案件等について、長期間漫然と行政指導のみを繰り返し、廃棄物処理法に定める各種命令権限等を適時適切に行使しないまま、生活環境保全上の支障を生じさせ、更に拡大させてしまっている事例も跡を絶たない。

産業廃棄物の適正処理の更なる推進と循環型社会の形成の担い手は、産業廃棄物処理業者であり、その中核となるのが優良な処理業者である。そして、産業廃棄物の適正処理の推進と循環型社会形成に向けて、そのような優良な処理業者を育成し、悪質な処理業者を排除する取組で最も重要な役割を果たすのは、産業廃棄物に係る廃棄物処理法上の権限を有する都道府県及び政令市である。したがって、産業廃棄物の適正処理の更なる推進と循環型社会の形成という産業廃棄物行政の目的を達成するためには、都道府県及び政令市における廃棄物処理法の合理的な運用が決定的に重要である。

このような観点から、各都道府県・政令市においては、以下の事項を常に念頭に置きながら、産業廃棄物に係る廃棄物処理法の規定の合理的な運用に努めていただきたい。

① 産業廃棄物の適正処理の更なる推進と循環型社会の形成の担い手は、産業廃棄物処理

業者であり、その中核となるのが優良な処理業者であること。

- ② 各都道府県・政令市における廃棄物処理法担当者１人１人の業務運営方針や言動が、優良な処理業者の育成と悪質な処理業者の排除に当たって大きな影響力を有し、重要な役割を果たしていること。
- ③ 産業廃棄物処理業者等に対する行政指導等から得られた様々な情報を踏まえ、優良な処理業者と悪質な処理業者を的確に見極めた上で、メリハリを付けて産業廃棄物行政を遂行すること。（各自治体における厳しい財政・人員の制約の中で産業廃棄物行政の成果を出すためには、メリハリを付けた業務遂行が不可欠である。）
- ④ 廃棄物処理法の目的は、廃棄物の適正処理を通じた生活環境の保全及び公衆衛生の向上であり、この目的を実現するために設けられた各規定の趣旨を踏まえ運用すること。その際には、当該規定のみならず、廃棄物処理法の他の規定、循環型社会形成推進基本法、各種リサイクル法など関連法令も勘案し、全体最適となるような運用を心がけること。
- ⑤ 従来からの指導方針や解釈等を漫然と踏襲したり、前例が無いことを理由にしたりするのではなく、近時における産業廃棄物処理及び産業廃棄物処理業界における状況の変化を踏まえて、産業廃棄物行政を遂行すること。さらには、産業廃棄物処理及び産業廃棄物行政のイノベーションも意識して取り組むこと。

環境省としても、後述するように規制・手続の合理化に取り組んでいるところである。各地方公共団体におかれても、取組に御協力いただくとともに、更なる改善の提案があればお寄せいただきたい。

1. 排出事業者責任について

排出事業者責任については、廃棄物処理法第3条第1項において、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと規定されており、また、同法第11条第1項において、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないと規定されている（排出事業者責任）。その重要性については、かねてから通知等により周知を図ってきたところである。

平成29年2月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)」においても、「排出事業者が、自らの責任で主体的に行うべき適正な処理事業者の選定や処理料金の確認・支払い等の根幹的業務を、規制権限の及ばない第三者に委ねることにより、排出事業者としての意識が希薄化し、適正処理の確保に支障を来すことのないよう、都道府県・市町村、排出事業者等に対して、排出事業者の責任の徹底について改めて周知を図るべき」と指摘を受けたことを踏まえ、排出事業者責任とその重要性及び規制権限の及ばない第三者のあっせん等による不適正処理のおそれについて、「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）」（平成29年3月21日付け環廃対発第1703212号環廃産発第1703211号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知）を発出した。

また、排出事業者が果たすべき責務（適正な処理料金による委託や現地確認による処理状況の確認など）をチェックリストにまとめた「排出事業者責任に基づく措置に係る指導について（通知）」（平成29年6月20日付け環廃産発第1706201号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）を発出した。

排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定し、処理委託内容の根幹的内容を排出事業者と処理業者の間で決定するものであり、これらの内容の決定を規制権限の及ばない第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になり、不適正処理につながるおそれがある。

このように、排出事業者の責任は極めて重いものであり、排出事業者においては、これ

らの点を十分認識した上で、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが強く求められる。

また、産業廃棄物の処理を委託する場合にあっては、廃棄物処理法第 12 条第 7 項において、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めることとされている。これに関し、具体的な措置として自治体の条例において現地確認を義務付けること等を定めているものが見受けられるところであるが、「必要な措置」とは、注意義務の履行として求められるあらゆる措置をいうものであり、施設を実地確認する方法や他者が間接的に確認する方法などの措置を講ずれば免責されるというものではない。この注意義務は、例えば現地確認を他者に任せきりにするなどによって果たせるものではなく、排出事業者自らの責任において適切に履行すべきものである。

この点について、デジタル技術の進展により、廃棄物の処理が適正に行われていることを実質的に確認することができると認められるのであれば、実地に赴いて確認することに限られず、デジタル技術を活用して確認することも可能である旨、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について」（令和 5 年 3 月 31 日付け環循適発第 23033125 号、環循規発第 23033110 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知）を発出しているため、こちらを参照されたい。

また、上記の注意義務を怠った場合や排出事業者の委託基準及び管理票の義務等に係る違反によって、不適正処理が行われた場合又はそのような義務等に何ら違反していないが適正な対価を負担していない等の一定の要件を満たす場合において生活環境保全上の支障が認められるときは、積極的に措置命令を発出するなど、不適正処理を行った者のみならず、排出事業者の責任を追及することも重要である。令和 3 年 4 月に改定した「行政処分の指針について」（令和 3 年 4 月 14 日付け環循規発第 2104141 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）を踏まえ、事案に応じて、排出事業者の責任の追及をお願いしたい。

さらに、環境省のウェブサイト上にも排出事業者責任の徹底を図る特設サイトを開設しており、こちらで上記の関連通知やチェックリストをまとめている。各都道府県・政令市においても、排出事業者が処理責任を適切に果たすよう指導及び周知徹底等をお願いしたい。

なお、法令や条例といった、事業者の行為や事務取扱いの標準となるものが廃棄物処理法の規定に相反する内容を定めている場合であっても、当該規則が廃棄物処理法に優先する法的関係にない限りは、廃棄物処理法の規定が適用されることとなるので御留意いただきたい（例えば、規則で委託契約書の省略を定めている場合であっても、産業廃棄物処理の委託に当たっては廃棄物処理法に基づき書面による契約が必要となる。）。

<参考資料>

- ・排出事業者責任の徹底について

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/haisyutsu.html>

- ・行政処分の指針について

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k104.pdf>

- ・デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について

<https://www.env.go.jp/content/000125691.pdf>

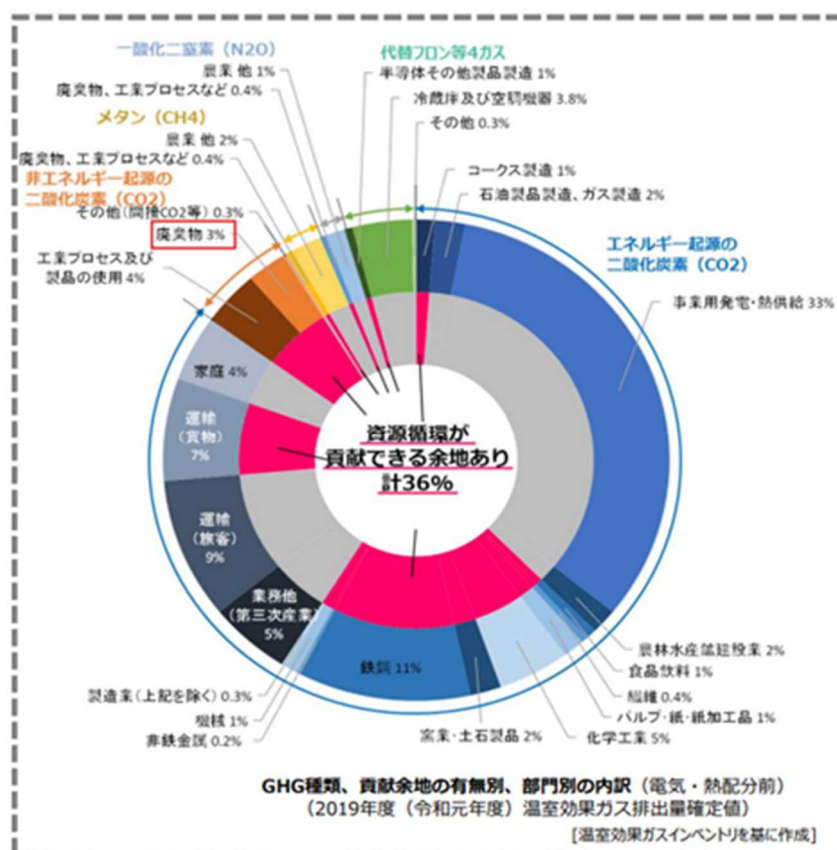
2. 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律について

(1) 法律の背景

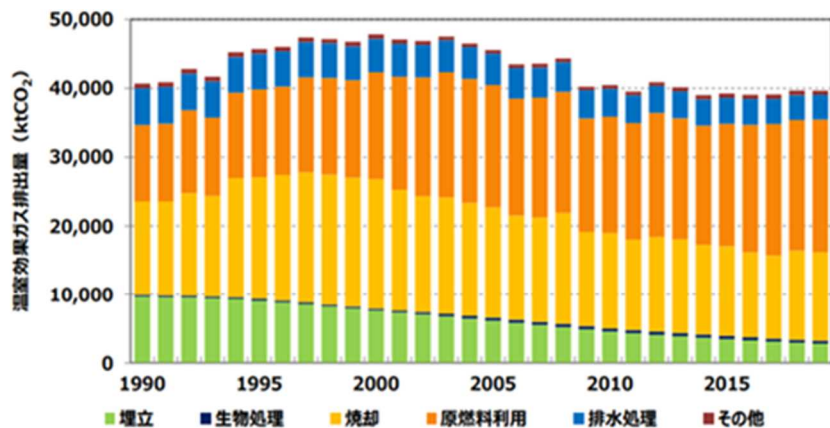
地球規模の課題である気候変動問題の解決に向け、我が国においては、令和2年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を目標として掲げている。

このうち、資源循環・廃棄物分野の脱炭素化については、我が国の温室効果ガス排出量全体の約36%は、資源循環によって排出削減に貢献できる余地のある分野であるとの推計もあるため、様々な分野で資源循環を促進していく必要がある。

<図1：資源循環が温室効果ガス削減に貢献し得る分野>



<図 2：廃棄物分野の温室効果ガス排出量の推移>



廃棄物分野※のGHG排出量の推移

※「2019 年度（令和元年度）の温室効果ガス排出量（確報値）について」（環境省）におけるGHG排出分野の定義に基づき集計。

<https://www.env.go.jp/press/109480.html>

出典：（国研）国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス、日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2019年度）確報値をもとに作成

<https://www.nies.go.jp/gio/index.html>

また、ネットゼロのみならず、経済安全保障や地方創生など社会的課題の解決に貢献でき、あらゆる分野で実現する必要がある。欧州を中心に世界では、再生材の利用を求める動きが拡大しており、対応が遅れれば成長機会を逸失する可能性が高く、我が国としても再生材の質と量の確保を通じて資源循環の産業競争力を強化することが重要である。

こうした状況において、製造事業者等が必要とする質・量の再生材を確実に供給していく体制の確保のためには、単に資源循環の案件形成を支援するのではなく、資源循環の中核をなす再資源化の取組を高度化していくことが急務となっている。このため、中央環境審議会循環型社会部会の下に「静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会」を設け、令和 5 年 7 月以降、制度的な検討を行った。

同小委員会では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく基本方針や循環経済工程表などを踏まえ、循環型社会を実現するために必要な静脈産業の脱炭素型資源循環システムを構築するための具体的な施策のあり方について審議を行い、報告書を取りまとめた。その後、令和 6 年 2 月に中央環境審議会より環境大臣に意見具申を行い、報告書を公表した。

この報告書を踏まえ、第 213 回国会に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」を提出した。

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和 6 年法律第 41 号。以下「再資源化事業等高度化法」という。）は令和 6 年 5 月 22 日に同国会で成立し、同月 29 日に公布された。

（２）法律の全体像

再資源化事業等高度化法においては、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、基本方針の策定、再資源化の実施の促進（底上げ）、再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）を講ずることとしている。

基本方針の策定については、再資源化事業等高度化法において、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針を環境大臣が定めることとしており、基本方針において、目指すべき基本的な方向を国が提示しており、これを実現するための関係者の取組の方向性を示すこととしている。

次に、再資源化の実施の促進（底上げ）については、既存の法体系では、廃棄物処分業者全般に対して再資源化を実施するよう求める法的措置がなかったため、再資源化の実施を促進するための措置を講ずることにより、高度化を促進する下地を形成することを狙いとしている。

その上で、再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）について、先進的な取組を促進するため、3つの類型に該当する事業について、環境大臣による認定制度を創設し、生活環境の保全のための措置を講じさせた上で、廃棄物処理法の特例を措置することとしている。

資源循環業界が自立資源供給産業として変革していくためには、廃棄物の適正処理の確保を基盤として、資源循環業界全体を底上げするような支援を核とした新たな枠組みの構築が求められている。再資源化事業等高度化法の施策により先進的な事例を積み重ね、そこから得られた知見を国が展開していくことで、業界全体での再資源化の取組を促進していく。

<図3：認定制度の類型>



なお、各種リサイクル法¹⁾との関係については、各種リサイクル法は、消費後の処理が問題となっている個別の製品に関し、主に処理責任を有する者への行為の義務付けによって処理体制の確立を措置するものであるのに対し、再資源化事業等高度化法は、製品を限定せずに廃棄物処分業者による再資源化の実施及び再資源化事業等の高度化に特化した支援を措置する点で、その趣旨が異なる。

脱炭素社会の実現に寄与する観点から、各種リサイクル法によって確立されている処理体制の下でも、再資源化事業等の高度化を図り温室効果ガスの排出削減効果を高めることは重要であり、再資源化事業等高度化法による措置は必要なものである。

そのため、再資源化事業等高度化法は各種リサイクル法との併存が可能なものであり、既に各種リサイクル法の認定を受けている場合にも、新たに再資源化事業等高度化法の認定を受けることも制度上可能である。

なお、特定家庭用機器再商品化法については、小売り事業者の引受義務及び製造事業者への引渡義務、製造事業者の引受義務及び再商品化の義務が講じられており、規制によって資源循環が確立していることから、高度再資源化事業については適用除外としている。

¹⁾「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）」の総称

（３）法律の措置事項

① 目的

再資源化事業等高度化法の目的は、「この法律は、効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い資源循環の促進を図るため、再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業並びに再資源化の実施に用いられる技術及び設備の高度化を促進するための措置等を講ずることにより、環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と定められている。

ここで、「温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い資源循環の促進」とあるのは、資源循環そのものに温室効果ガス削減効果があるものの、再資源化事業等高度化法では、これより一步踏み込んで、温室効果ガス削減効果が高い資源循環を促進することを目的とすることを示しており、これを達成するために、「再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業並びに再資源化の実施に用いられる技術及び設備の高度化を促進するための措置等を講ずる」こととしている。

そして、「環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与」としているのは、再資源化事業等高度化法が、循環型社会のほかにも脱炭素社会の実現を目指し、また、再資源化の取組の高度化による資源循環産業の発展を通じた経済成長も目指していることを明示しているものである。

② 基本方針

基本方針では、目指すべき全体像を示し、これを実現するために関係者が講ずるべき措置や再資源化率の目標を定めることを想定している。

特に、再資源化率の目標は、いわゆる出口側の目標（処分した廃棄物の数量に占める再資源化されたものの割合）を定めることになるところ、全体目標はもとより、重点的に再資源化を進めるべき廃棄物の種類を特定し、個別分野ごとの目標も定めることを想定している。

この目標が再資源化事業等高度化法の数値目標となることから、措置事項の成果は、当

該目標に基づいて評価されることになる。

なお、基本方針は、環境大臣が定めることとされているため、環境省告示として、パブリックコメント等の手続を経て策定される。

③ 責務規定

再資源化事業等高度化法では、特に重要な関係者である、国・地方公共団体・廃棄物処分業者・事業者について責務規定を設けている。

国は、再資源化事業等高度化法を統括する観点から、地方公共団体・廃棄物処分業者・事業者の責務が十分に果たされるように技術的支援に努めることとされており、また、関係者が相互に連携して需要に応じた資源循環²を促進するために必要な措置を講ずるよう努めることとされている。

地方公共団体は、再資源化事業等高度化法で何らかの事務を課せられるものではないが、廃棄物処理法の許可権限を有していることから、廃棄物処分業者全体を対象とした措置に関与していただくことが重要となる。

廃棄物処分業者は、再資源化事業等高度化法で初めて規定される概念であるが、①一般廃棄物処分業者、②産業廃棄物処分業者、③自ら産業廃棄物を処分する排出事業者、の3者の総称である。ただし、埋立処分と海洋投入処分を業として行う者については、処分する廃棄物に再資源化を実施する余地はなく対象から除いている。廃棄物処分業者に対しては、再資源化を実施する主体として最も重要な対象であることから、再資源化事業等高度化法の促進策にかかわらず、再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施に必要な措置を講ずるよう努めることとしており、具体的な取組の内容については、廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項を参照し、実行することが期待される。また、再資源化の実施の状況の開示に努めなければならないことともしているが、これは、資源循環の案件形成のためには、製造事業者等と廃棄物処分業者のマッチングを支援することが重要であり、そのためには、提供可能な再生材の種類や量等の情報を製造事業者等が把握できる必要があ

² 物の製造、加工又は販売の事業を行う者の需要に応じた再生部品又は再生資源を廃棄物処分業者が供給する資源循環

るからである。

事業者は、広く事業を行う者を指しているが、主に製造事業者等を念頭に置いている。これは、再資源化事業等高度化法は、廃棄物処分業者による再資源化事業等の高度化を促進するものであるが、資源循環の促進のためには、再資源化事業等の高度化の成果を製品に活用するなど、事業者の協力が不可欠であるためである。

具体的には、再資源化が容易となるよう、分別して排出することや有用なものの分離を容易とする製品設計に取り組むほか、再生材を製品に活用するよう努めることとしている。

④ 判断基準

再資源化事業等高度化法においては、再資源化事業等の高度化を促進するため、廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項（以下「判断基準」という。）を環境省令で定めるととされている。

判断基準は、国が基本方針で示した目指すべき基本的方向を実現するためには、個々の関係者による取組が必要となるものの、日々の事業活動においてどのような取組を行うことが求められるのか基本方針だけでは不明瞭であることが想定されるため、これを具体化するものである。

判断基準で定める事項を、再資源化事業等の高度化の定義で示した方向性に沿って示しており、全体の底上げを目指していく上で先進的な取組を講ずるよう求めるだけでは実現性に欠けることから、廃棄物処分業者の業態等を踏まえ、実効的かつ具体的なものとなるよう、検討を進めていく。

判断基準は、あくまで自主努力を促進するための措置であることから強制力はなく、これに反したとしても、何らかの不利益を被るものではない。

しかし、特に処分量の多い廃棄物処分業者については、その行動が業界全体に与える影響が大きいと考えられることから、判断基準の趣旨を損なわないよう、このような者には、より強い促進策を講じていくことが必要である。

そこで、産業廃棄物処分業者であって、その処分を行った産業廃棄物の数量が政令で定

める要件に該当するもの（以下「特定産業廃棄物処分業者」という。）に対しては、その再資源化の実施の状況が判断基準に照らして著しく不十分であると認める場合には、環境大臣による勧告の対象となることとした。

ここで、産業廃棄物処分業者のみを対象としているのは、一般廃棄物の処理責任が市町村にあり、市町村自らが行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合でも、引き続き市町村が有するものであり、処分業者による裁量が限られる一般廃棄物処理基本計画に基づくからである。

勧告の対象を再資源化の実施に限っているのは、再資源化事業等の高度化の促進は、まさにこれから進めていくことであり、これを勧告の対象とすることは、特定産業廃棄物処分業者に事実上の困難を強いることとなるためである。

その上で、特定産業廃棄物処分業者が、正当な理由なく勧告に従わなかった場合において、再資源化の実施の促進を著しく阻害すると認めるときは、中央環境審議会の意見を聴いて、勧告に従うよう命令することが出来ることとしている（命令に違反した場合には、50万円以下の罰金が課せられることとなる。）。

なお、「著しく阻害する」とは、個々の事情に応じて国において判断していくものであるが、再資源化が比較的容易である廃棄物を主に扱いながらも、再資源化を実施していないようなケースが想定されるところである。

⑤ 高度再資源化事業の認定等

再資源化事業等高度化法においては、需要に応じた資源循環のために実施する再資源化事業を「高度再資源化事業」と定義し、高度再資源化事業の実施に関する計画を策定して環境大臣による認定を申請できることとしている。

高度再資源化事業としては、例えば、飲料メーカーが必要とする質・量の再生材を提供するために、良質な再生材を生産可能な特定の廃プラスチック類のみを広域的に収集するような事例が考えられる。

この点、再資源化事業等高度化法の認定制度は、先進的な取組を促進し、事例を積み重

ねることで得られる知見を全国的に還元していくことを狙いとしているため、認定の要件は自ずと厳しいものとなる。

例えば、認定の申請に当たっては、再資源化事業の実施の効率化の程度を示す指標を提出させることとしており、これは、無駄のない再資源化事業であるかどうか、いわゆる循環利用率を示すものであり、この指標に照らして、大部分が製造事業者等に提供されると認められる（製造事業者等が必要とする質・量を提供すると認められる）場合に限り認定することとしている。

また、認定の取消しについては、正当な理由なく、認定を受けた計画に従って事業を実施していない場合に取消しの対象としているところ、計画には認定後の年間の再資源化の見込み量を記載させることを想定しており、認定を受けながらも事業を実施せず、当該見込み量を大きく下回るようなケースも取消しの対象となることに留意が必要である。

再資源化事業等高度化法では、認定の効果である廃棄物処理法の特例について規定しており、特筆すべきは、これまでのリサイクル法ではなかった、廃棄物処理施設の設置の許可の特例が措置されている点である。

これは、高度再資源化事業が、製造事業者等が必要とする質・量の再生材を提供するもので、処分に用いられる施設がこれを提供できるだけの能力を有しているかどうかは、事業内容と合わせて国が一貫して審査することが合理的であるからである。

⑥ 高度分離・回収事業の認定等

再資源化事業等高度化法においては、廃棄物から高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化事業を「高度分離・回収事業」と定義し、高度分離・回収事業の実施に関する計画を策定して環境大臣による認定を申請できることとしている。

そして、高度分離・回収事業の認定の要件として、再資源化率が特に高いことをあげているが、これは、必ずしも完全リサイクルを指すものではなく、従前、ほとんど再資源化がされなかった廃棄物について、再資源化を可能とする事業も、認定の要件を満たし得る

ものである。

ここで、高度分離・回収事業の対象とする廃棄物は、「その再資源化の生産性の向上により資源循環が促進されるものとして環境省令で定めるものに限る」こととしており、例えば、太陽光パネルのように、再資源化が可能なものが多く含まれるが、その分離に困難が伴うことから再資源化が進んでいないようなものが想定される。

また、「高度な技術」に当たるかは、環境省において、従来の技術等と比較しながら判断していくこととなる。

高度分離・回収事業についても、廃棄物処理法の特例を措置しているが、高度分離・回収事業は、施設に着目した認定制度であることから、廃棄物収集運搬業の特例は措置されていないことに留意が必要である。

⑦ 再資源化工程の高度化の認定等

再資源化事業等高度化法においては、廃棄物処理施設に再資源化の実施の工程を効率化するための設備その他の当該工程から排出される温室効果ガスの量の削減に資する設備を導入することを「再資源化工程の高度化」と定義し、再資源化工程の高度化の実施に関する計画を策定して環境大臣による認定を申請できることとしている。

再資源化工程の高度化の認定は、既設の廃棄物処理施設の脱炭素化を進めることを狙いとしているため、「廃棄物処理施設の設置者」という申請者要件を設けており、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設の設置の許可を受けて当該施設を設置した者に限っている。

再資源化工程の高度化については、廃棄物処理法の廃棄物処理施設の設置の変更の許可の特例を措置することとしているが、認定後の指導・監督は、従前と同様に廃棄物処理法に基づく規制によることが適当であることから、認定後には、認定の対象となった廃棄物処理施設を管轄する都道府県の知事に通知をすることとしている。このようにして認定後の監督は円滑に移行されることを期待しているが、認定の段階から、当該都道府県との間で密に連携していきたいと考えている。

⑧ 地方公共団体の役割等

認定を受けた事業者において廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合などには、廃棄物処理法に基づき地方公共団体が改善命令・措置命令を行うことができることとしている。

認定制度の運用においては、例えば、廃棄物処理基準に適合しない事業に対する指導・監督のための技術的なガイドラインの策定や、事業者のみならず地方公共団体が自ら高度な資源循環に取り組む際にも参考となる再資源化の高度化に関する事例集の作成などを行いたいと考えている。認定制度を運用していくに当たって、地域の実情を把握している地方公共団体の協力が必要不可欠であると考えており、こういったガイドライン等に加え、国に対する認定の申請に関する状況の共有や、認定に際して地域の特性に応じた知見の共有を受けるなど、国と地方公共団体における双方向の情報共有によって、円滑な運用を実現していきたい。

認定に際しては、国が全面的に責任をもって審査し、認定を行うこととしているが、特に配慮が必要な廃棄物処理施設の認定に当たっては、生活環境保全上関係がある地方公共団体の意見を聴かなければならないこととされており、地方公共団体と緊密に連携して対応していきたい。

また、一つの地方公共団体で資源循環を継続的に行うために十分な廃棄物が確保出来ない場合には、近隣の複数の地方公共団体と協働して廃棄物を確保し再資源化を実施するなどにより、地方公共団体、リサイクル技術を有する事業者、地域の処理業者が連携・協力した事業を通じて地方活性化への貢献や地域課題への対応につなげ、官民連携による地域特性に応じた資源循環を促進するよう主導することが期待される。これにより、未利用廃棄物の地域での資源循環や複数地方自治体で量の確保を通じた資源循環の広域化や効率化などが期待できるため、再資源化事業等高度化法における認定制度の活用も検討されたい。

⑨ 再資源化の実施の状況の報告等

特定産業廃棄物処分業者は、毎年度、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、

その処分を行った産業廃棄物の数量及びその再資源化を実施した産業廃棄物の数量等を環境大臣に報告しなければならないこととしている。

この規定の趣旨は、製造事業者等は、再資源化に積極的な廃棄物処分業者の情報を得る手段が限定的であり、再生材を調達する必要があるがあっても、どの廃棄物処分業者がどのような種類の再生材を供給可能であるかといった情報を入手することは容易ではないことから、廃棄物処分業者の再資源化の実施を公表することで、マッチングを支援するものである。

また、特定産業廃棄物処分業者のみに報告を義務づけているのは、零細企業といった規模の小さい企業も含めて一律で報告を義務づけることは現実的ではないことや報告によって得られた情報は、判断基準に基づく勧告・命令の判断の基礎として用いられること、を踏まえてのものである。

他方、マッチングを支援するという趣旨からは、特定産業廃棄物処分業者以外の産業廃棄物処分業者にも公表によるメリットを受けるニーズがあると想定されるため、特定産業廃棄物処分業者以外の産業廃棄物処分業者についても、任意で報告できることとした。

<図 4：公表のイメージ>

社名	産業廃棄物の種類	処分方法	年度の処分量	再資源化した産業廃棄物の量
●●産業	廃プラスチック	破碎	1,000トン	600トン
		焼却	1,500トン	0トン
	がれき類	破碎	400トン	400トン
●●興業	廃プラスチック	破碎	1,000トン	600トン
●●工業	廃プラスチック	約 24% (再資源化した量：600トン / 全体の処分量：2,500トン)		

⑩ 財政上の措置等

再資源化事業等高度化法においては、国は資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならないものとするとしており、環境省においても必要な予算の確保への対

応を進めていく。

また財政上の支援策としてはエネルギー対策特別会計を活用し、高効率なリサイクル設備の導入に対する補助や実証事業を行うとともに、GXに向けた資源循環に資する設備投資への支援として、政府全体で令和6年度から3年間で300億円の予算を見込むなど、必要な支援を実施していくこととしている。

＜図5：関連する予算＞

産業競争力強化・経済安全保障

- ・プラ・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための設備高度化
【エネ特】38（50）【R5年度補正】32
- ・脱炭素型循環経済システム構築促進事業【エネ特】47（47）
 - ▶化石由来資源からの再生可能資源（バイオマスプラスチック、SAF等）への素材代替の実証
 - ▶金属・再エネ関連製品（太陽光発電設備等）等の省CO₂型リサイクルの実証 等
- ・リチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務 0.5（0.4）
- ・自動車リサイクルにおける再生材利用拡大に向けた産官学連携推進事業【一部エネ特】【R5年度補正】17

産業競争力強化・経済成長及び排出削減効果が高いGXの促進

- ・先進的な資源循環投資促進事業【GX】 50（新規）

GX経済移行債による主な投資促進策（案）

製造業	鉄鋼	・製造プロセス転換に向けた設備投資支援（革新電炉、分解炉熱源のアンモニア化、ケミカルサイクル、ハイブリッド、CCUS、ハイリファイン等への転換）
	化学	
運輸	紙パルプ	・自動車（乗用車）の導入支援 ・自動車（商用車）の導入支援
	セメント	
	自動車	
	蓄電池	
	航空機	
エネルギー	SAF	・次世代航空機のコア技術開発
	船舶	・SAF製造・サプライチェーン整備支援
	くらし	・ゼロエミッション船等の生産設備導入支援
	資源循環	・家庭の断熱窓への改修 ・高効率給湯器の導入 ・商業・教育施設等の建築物の改修支援
	半導体	・循環型ビジネスモデル構築支援 ※R6年度以降の資源循環の支援額は3年で300億円
エネルギー	水素等	・パワー半導体等の生産設備導入支援 ・AI半導体、光電融合等の技術開発支援
	次世代再エネ	・既存原燃料との価格差に着目した支援 ・水素等の供給拠点の整備
	原子力	・太陽光発電、浮体式洋上風力、水電解装置のサプライチェーン構築支援と、水電解装置の導入支援
	CCS	・次世代革新炉の開発・建設 ・CCSバリューチェーン構築のための支援（適地の開発等）

⑪ 施工期日

再資源化事業等高度化法の施行期日は２段階としており、基本方針・判断基準に関連する規定は公布から９ヶ月以内に政令で定める日から、その他の規定は公布から１年６ヶ月以内に政令で定める日から、それぞれ施行することとしている。

（４）法律の施行に向けて

環境省において再資源化事業等高度化法の施行に向け、政省令・予算等についての対応を進めるとともに、関係省庁とも連携しながら資源循環の促進のための施策について検討を進めていく。

（１）のとおり、再資源化事業等高度化法の検討に当たっては、「静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会」において、令和５年７月以降、制度的な検討を行ってきた。同小委員会には、学識経験者に加え、廃棄物処理業者や製造事業者等の業界団体にも委員として参画いただいた。

基本方針、判断基準、認定制度における審査基準等、施行に必要な検討を行う場合には、引き続き、同小委員会の場を活用するとともに、個別に廃棄物処理業者や製造事業者等の業界団体、地方公共団体等、関係者との意見交換を行い、制度へ反映していきたい。

こうした検討には脱炭素化及び資源循環に関する専門的かつ高度な知見を要するため、丁寧に検討を進める必要がある。このため認定制度の審査基準について、現時点で詳細な公表時期を示すことは困難であるが、再資源化事業等高度化法の円滑な施行のためには、申請者をはじめとする関係者の予見可能性を高めることが重要であり、認定制度が施行される公布から１年６ヶ月以内に政令で定める日に先駆けて公表できるよう、環境省において対応を進めていく。

3. デジタル化への対応について

令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」（いわゆる骨太方針）では、

- ・デジタル時代に相応しい行政、規制・制度に見直すため、デジタル改革・規制改革・行政改革を一体的に推進する。今後3年間の集中改革期間において、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づく目視規制や常駐専任規制等の法令等の見直しなどを行い、デジタル原則への適合を目指す。
- ・我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向け、デジタル庁を中心に、政府全体で、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、デジタル3原則（①デジタルファースト②ワンスオンリー③コネクテッド・ワンストップ）を基本原則としつつ、行政のデジタル化を着実に推進する。

などとされている。こうした方針に沿って、産業廃棄物に関するデジタル化についても、強力で推進していく。

（1）電子マニフェストの普及拡大

電子マニフェストは、排出事業者や処理業者にとって事務の効率化や情報管理の合理化につながることに加え、各都道府県・政令市における監視業務の効率化、不適正処理の原因者究明の迅速化や廃棄物処理システムの透明化を図ることができるなどメリットが大きい。

平成30年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、電子マニフェストの普及率を2022年度（令和4年度）において70%に拡大することを目標に掲げているが、令和4年3月末時点の普及率は71.7%となり、目標を達成した。

令和6年3月末時点の普及率は81%に達しているが、産業廃棄物の委託処理量に対する電子マニフェストの割合では60%程度にとどまっていると見込まれるため、現在検討中の「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、産業廃棄物委託処理量に対する電子マ

ニフェストの捕捉率を 2030 年度までに 75%にすることを目標として掲げることを予定している。

ついては、各都道府県・政令市におかれては、産業廃棄物処理業者及び排出事業者への電子マニフェスト加入促進の要請、公共工事での電子マニフェストの利用促進の要請及び排出事業者としての都道府県及び市町村による電子マニフェストの利用促進を引き続き進めるなど、電子マニフェストの普及促進に向けた更なる御協力をお願いしたい。

また、令和 2 年 4 月 1 日から年間 50 トン以上の特別管理産業廃棄物（PCB 廃棄物を除く。）を排出する事業場でこれらの処理を委託する場合、電子マニフェストの使用が義務化された。各都道府県・政令市におかれては、電子マニフェストの使用義務者となる排出事業者に対し、電子マニフェストの使用義務が履行されているか立入検査等を通じて確認するようお願いしたい。さらに、電子マニフェスト導入済みの排出事業者において廃棄物引渡し後の迅速な登録が徹底されるよう、これらの事業者への指導についても御協力をお願いしたい。

オンライン利用率引き上げの基本計画（令和 2 年 12 月 4 日策定、令和 3 年 10 月 4 日改定）では、電子マニフェストの一部義務化の施行状況及び各アクションプランに掲げた取組の効果を踏まえ、電子マニフェストの使用義務付け範囲の段階的な拡大について検討することとしており、さらに、規制改革実施計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）においても、「環境省は、電子マニフェストが排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者全てが使用することで機能する制度であることを踏まえ、原則として全ての事業者の使用を義務付けることを含め、範囲の段階的な拡大について検討を行い、必要な措置を講ずる。」とされていることから、所要の措置について検討することとしている。

また、「環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」が令和 6 年 2 月 20 日に施行され、同省令第 4 条により、廃棄物処理法施行規則第 8 条の 36 の規定が改正された。

これにより、従前は磁気ディスクにより行うこととされていた情報処理センターから都道府県知事への報告が、電磁的記録媒体をもって調整されたファイルに記録したものによ

り行うことを可能とした。

これにより、今後の廃棄物処理法第 12 条の 5 第 9 項に基づく情報処理センター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）から都道府県知事への報告については、従来の磁気ディスク（CD または DVD）の送付に替えて、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する地方公共団体支援サービスにより報告することとしたので御承知おきいただきたい。

<参考資料>

- ・規制改革実施計画に基づく「個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げ」の基本計画

https://www.env.go.jp/other/basic_plan_for_online_procedures_enhancement/index.html

- ・特別管理産業廃棄物を多量に排出する事業者向けパンフレット

https://www.env.go.jp/guide/pamph_list/pdf/H31103_WEB_denmani.pdf

（２）許可情報・行政処分情報の迅速・確実な登録

令和 3 年 10 月に産業廃棄物行政情報システムと産廃振興財団システム「さんぱいくん」とのデータ連携を開始し、「さんぱいくん」において閲覧・検索できる対象が全国の処理業者約 11 万者に拡大したほか、認定を受けた優良産廃処理業者に対する特定不利益処分に係る情報が表示される機能が新たに追加された。さらに、令和 4 年 6 月には、それまで環境省のホームページに掲載されていた「産業廃棄物処理業者許可情報検索システム」と「産業廃棄物処理業・処理施設許可取消処分情報」を産廃処理振興財団が運営する「産廃情報ネット」に移行し、「さんぱいくん」「優良産廃ナビ」と合わせて 4 つのシステムを一元的に利用することが可能となるなど、排出事業者が適切な処理業者を選択するための情報の充実と利便性の向上を推進している。

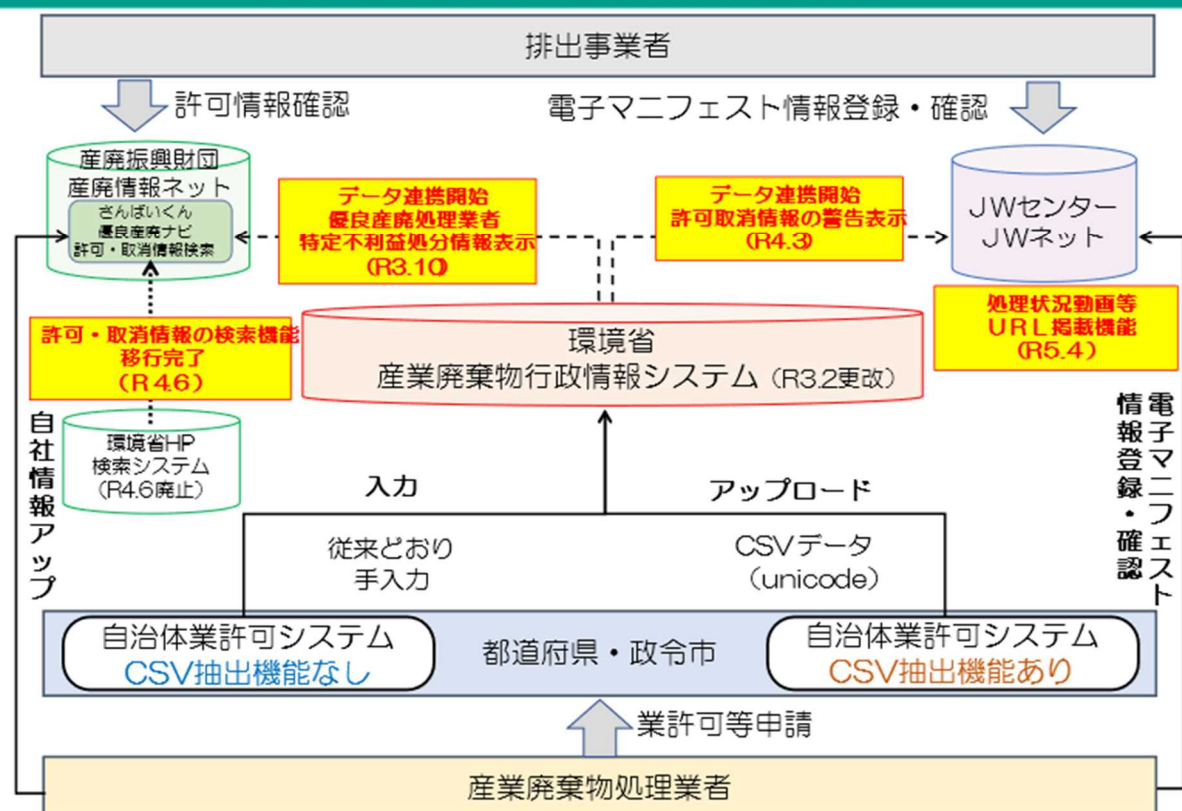
また、JW センターが運用を行う電子マニフェストシステム（JWNET）においても、令和 4 年 3 月に産業廃棄物行政情報システムとのデータ連携を開始し、電子マニフェストの利用者が許可取消処分を受けた事業者名を入力すると警告画面が表示される機能を追加し

たほか、令和 5 年 4 月からは、処分業者が処理状況の動画 URL 等を電子マニフェストシステム（JWNET）に設定することで、排出事業者がその動画等を閲覧できる機能を追加した。これらの機能を活用することにより、排出事業者が廃棄物処理法に基づく処理責任をより一層適切に果たすことが期待される。

一方で追加された機能の内、特に、認定を受けた優良産廃処理業者の特定不利益処分に係る情報（さんばいくんでの公開）や、許可取消処分を受けた事業者に係る警告画面（電子マニフェストシステムでの表示）は、産業廃棄物行政情報システムに登録された情報を基にしていることから、誤った情報の登録や情報登録の遅滞によって、排出事業者が許可業者情報を正しく検索できない等の事態が生じる可能性がある。各都道府県・政令市においては、この点を改めて御認識いただき、特に施設設置許可取消、事業停止等の行政処分情報については、迅速かつ正確に登録していただくよう願います。

これらのデータ連携やデータベース・検索システムの公開が最大の効力を発揮するためには、最新の産業廃棄物処理業の許可情報及び行政処分情報が漏れなく産業廃棄物行政情報システムに登録される必要があるため、これまでも当課から各都道府県・政令市に迅速、正確な登録をお願いしてきたところである。各都道府県・政令市の御理解・御協力により改善傾向にあるが、依然として相当数の未登録情報が確認されている状況である。引き続き、CSV による一括登録機能を活用するなど登録業務の効率化を図り、これまで以上に産業廃棄物行政情報システムへの情報の登録が迅速・確実に行われるよう、願います。

産廃分野の電子情報の流れとシステム間連携



（３）行政手続のオンライン化について

近年、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和２年１２月２５日閣議決定）において、社会全体のデジタル化を進めるために、まずは国・地方の「行政」が、自らが担う行政サービスでデジタル技術やデータを活用して、利用者目線に立って新たな価値を創出するデジタル・トランスフォーメーションを実現し改革を進めていくことが必要であり、行政サービスを通じて社会全体にデジタル化によるメリットを、誰一人取り残さない形で広くいきわたらせていくこと等が明記された。

また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和３年１２月２６日制定、令和５年６月９日改定）においても、「今後、国、地方自治体、国民・事業者等をつなぐ共通的な基盤の構築・活用も念頭に置きつつ、行政内部において紙等が介在する業務プロセスやアナログな方法を強いる制度、自治体間の独自様式（ローカルルール）等を横断的に見直ししていくことに加え、プッシュ型のサービスや手続の簡素化等、国民・事業者等の目線に立った行政サービスへの見直しを進めていく。」とされている。

この重点計画では地方公共団体への申請・届出等について原則としてデジタル庁が開発する e-Gov 等を活用してオンライン化・標準化を図ることとされており、環境省としても e-Gov により産業廃棄物に係る行政手続のオンライン化を進める前提とし、更に国による一元的なプラットフォームの整備を目指す。

現在、デジタル庁が e-Gov を用いた地方公共団体への申請・届出等について検討を進めていることを踏まえ、まず国の手続の一部についてシステム構築を行い、令和７年度中のサービス開始を目指している。地方公共団体向けの手続については、デジタル庁が進める e-Gov の地方公共団体対応に環境省も歩調を合わせることにしており、仕様等が明確化された際は実現に向けた御協力をお願いしたい。

なお、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和５年３月３１日付け環循適発第 23033125 号・環循規発第 23033110 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知）や「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る

解釈の明確化等について（通知）」（令和6年3月29日付け環循適発第24032929号・環循規発第2403296号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知）の技術的助言を発出している。

行政手続については、これまでに「新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の施行について（通知）」（令和2年5月15日付け環循適発第2005152号・環循規発第2005151号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知）等において、電子メール等を利用した書類の提出の活用について積極的な推進を求めているところであり、当該通知の「七 書類の提出等に関する柔軟な対応について」の運用について、新型コロナウイルス感染症への対処に限らず、引き続き積極的に推進されたい。

（４）アナログ規制の見直し等について

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）において目指すべきデジタル社会の実現に向けて、「デジタル原則」が示され、必要となる施策等の追加・見直しの検討・整理を進めることとされている。デジタル原則の1点目が「デジタル完結・自動化原則」であり、「書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。」とされている。

これを受けて、令和4年6月3日には、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（デジタル臨時行政調査会）が策定され、アナログ規制の見直し等について、集中改革期間（令和4年7月から令和7年6月までの3年間）における政府の取組方針が示された。この中で、アナログ規制を見直すことの効果として、経済成長や人手不足の解消、所得の向上といった点に加え、行政の在り方の変革につながるとされている。具体的には、行政の内部プロセスの見直しによる業務の負担軽減と質の向上、現場の各種データがリアルタイムで把握可能になることによる政策の機動的で柔軟な見直し、民間企業の有するデジタル技術の活用による官民の連携・共創の動きの発展が期待されている。

代表的なアナログ規制として、目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制の7項目が挙げられ、アナログ行為を求める場合があると解される法令等について、規制の見直しを検討することとしている。

このため、産業廃棄物に関する規制等についても、必要な見直しを検討していくこととしているが、産業廃棄物行政においては、平成29年の廃棄物処理法改正により有害使用済機器保管等業者の届出制度ができるなど、適正な運用のための都道府県・政令市の負担が増加しており、さらに、排出事業者や廃棄物処理事業者においても、処理状況や施設の稼働・維持管理状況について、目視や実地による確認に多くの時間を割いている。デジタル技術の活用により、遠隔監視やオンラインによる許可業者や施設の確認や維持管理上必要な確認行為による適合性判定の自動化が可能となれば、実地に赴くためのコスト、時間、確認行為に必要な人的資源の削減につながることが期待されるが、一方で目視や実地確認に対して不適正処理の抑止効果が弱まる、確認の正確性が低下するとの懸念もある。

そこで、環境省では、昨年度までの2年間、導入可能なデジタル技術を活用した行政による指導・監視、事業者が行う目視点検の自動常時監視化、廃棄物処理施設の維持管理基準に係る判断の自動化等の実現可能性について検討を行った。本取組を通じて、各都道府県・政令市を含めた廃棄物処理法に係る関係者の業務の合理化の支援に努めてまいりたい。

各都道府県・政令市におかれては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点も踏まえつつ、加速化するデジタル社会の到来を見据え、非対面型で対応できる業務を洗い出し、できるところから電子化するなど、行政のデジタル化に積極的に取り組んでいただきたい。

<参考資料>

- ・デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（デジタル臨時行政調査会（第4回）資料7）

<https://www.digital.go.jp/councils/cb5865d2-8031-4595-8930-8761fb6bbe10/>

4. 不法投棄及び不適正処理対策について

各都道府県・政令市の協力を得て取りまとめた「産業廃棄物の不法投棄等の状況（令和4年度）」によると、令和4年度に新たに判明したと報告された不法投棄は、件数が134件（前年度107件、+27件）、投棄量は4.9万トン（前年度2.2万トン、+2.7万トン）であった。ピーク時に比べて件数・量ともに減少傾向にあるものの、依然として毎年新たな不法投棄が報告されており、撲滅には至っていない。

また、令和4年度に新たに判明したと報告のあった不適正処理は、件数が107件（前年度131件、-24件）、不適正処理量は2.6万トン（前年度10.9万トン、-8.3万トン）であった。

なお、令和4年度末における不法投棄及び不適正処理事案は、残存件数が2,855件（前年度2,822件、+33件）、残存量は1,013.5万トン（前年度1,547.1万トン、-533.63万トン）、そのうち現に生活環境保全上の支障又はそのおそれがあり、それらの支障の除去等に着手している又は計画的に実施すると報告のあった事案は77事案であった。

<参考資料>

- ・産業廃棄物の不法投棄等の状況（令和4年度）について

https://www.env.go.jp/press/press_02453.html

（１）未然防止・拡大防止対策

環境省では、未然防止及び拡大防止対策を強化するため、国、各都道府県・政令市、市民等が連携して具体的な監視活動や啓発活動を実施するなど、取組強化を図ってきたところである。引き続き、国と各都道府県・政令市が緊密に連携し、監視活動等を推進するとともに、産業廃棄物の実務、関係法令等に精通した専門家チームを派遣して原因者への責任追及や支障除去の手法等を助言することにより各都道府県・政令市を支援する「不法投棄事案等対応支援事業」を実施するなど、未然防止・拡大防止のための取組を推進してい

く。

各都道府県・政令市におかれても、引き続き、地方環境事務所との連携を図り、不法投棄等対策を強力に推進し、対応に万全を期されたい。併せて、不法投棄等対策には、未然防止はもとより早期発見、早期対応による拡大防止が重要であることから、監視や立入検査を強化し、事案が確認された際には、「行政処分の指針について」（令和３年４月１４日付け環循規発第 2104141 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）を踏まえ、生活環境の保全を図るため、権限の行使を怠ることなく措置命令を発出するなど、行政処分等を速やかにかつ厳正に実施されたい。

（２）支障除去等に対する支援

① 産廃特措法施行後の支援

平成 10 年 6 月 16 日以前に行われた不法投棄等を対象とする産廃特措法については、令和 4 年度末に失効したが、これまで支援した多くの事案において、生活環境に影響が生じない状態を維持するために、廃棄物の撤去や対策工事等が完了した後も、一定期間、継続して水処理やモニタリング等の事業を行うことが必要な場合もあるため、令和 5 年度から新たに実施している特定支障除去等維持事業による補助金等を活用し、引き続き着実に事業を実施されたい。

② 廃棄物処理法に基づく支援

平成 10 年 6 月 17 日以降に行われた不法投棄等については、廃棄物処理法に基づく基金から支援を行ってきたところである。各都道府県・政令市において基金の支援を受けることを検討される場合には、環境省及び同基金が設けられている公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団に早めに連絡いただきたい。

当該基金は、国と産業界が協力して造成しており、令和 5 年度には、マニフェスト頒布団体等 11 者と、マニフェスト頒布団体等以外の産業界の 20 者から出えんを頂いている。

しかし、令和 3 年度以降の基金による支援のあり方の見直し以降、不法投棄の原因分析

からすると原因者が不明な事案や無許可の解体工事者が原因の事案等が発生しており、適正な産業廃棄物の処理を行っている事業者等から理解を得にくい事案もあり、産業界からの積極的な幅広い出えんを得ることが難しい状況である。さらに、都道府県等の不法投棄支障除去に係る支援費用が大きい事案（低濃度 PCB 汚染物等）が発生していることもあり、基金の枯渇が現実なものになっている。

このため、令和4年度から、改めて今後の基金のあり方について検討するため、「支障除去等に対する支援のあり方検討会」を設置した。令和5年6月に中間とりまとめが行われ、基本的方向性として、国は、不法投棄支障除去の支援に支障が生じないように、基金に残された金額も見ながら必要な予算を確保すべきとされつつも、基金の維持を最優先に、支援額の縮減を図ることも見据える必要があり、支援事案に対する基金による支援額の絞り込みや産業界・国・自治体間の適切な負担割合について、同種の国庫補助事業を参考に検討することが適当であるとされたことを踏まえ、必要に応じ、都道府県等に向けた説明会の開催を検討している。

<参考資料>

- ・支障除去等に対する支援のあり方検討会について

https://www.env.go.jp/recycle/ill_dum/post_70.html

- ・令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会について

https://www.env.go.jp/recycle/ill_dum/com_support-restore/post_69.html

- ・不法投棄等の支障除去等事業に対する財政支援（産業廃棄物適正処理推進センター基金）について

https://www.env.go.jp/recycle/ill_dum/tekisei_kikin.html

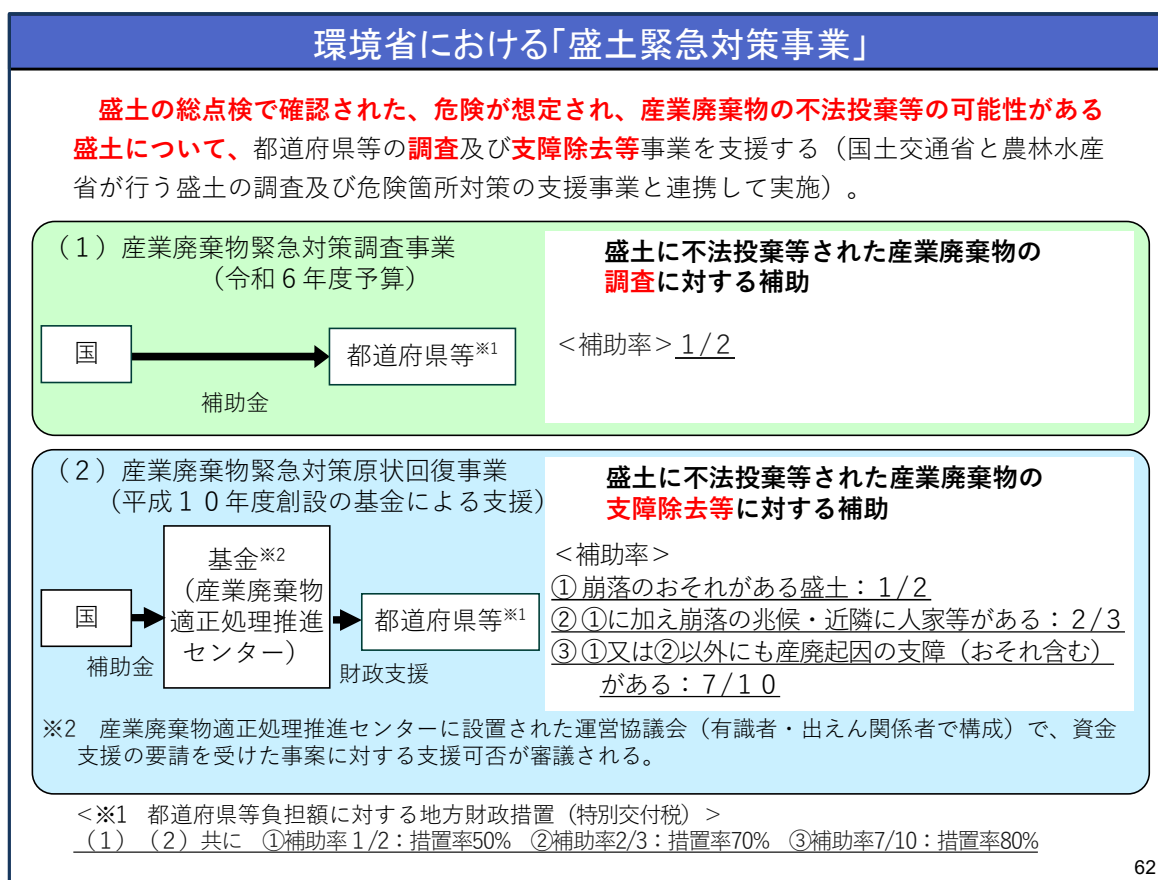
（３）廃棄物混じり盛土による災害防止対策

令和3年7月の熱海の土石流災害を受けて、盛土による災害の防止のための対応方策を検討するため、「盛土による災害防止のための関係府省連絡会議」及び「盛土による災害

の防止に関する検討会」が設置された。

令和3年8月に、環境省を含む関係省庁連名で、全国の都道府県に盛土の総点検を依頼し、土地利用規制所管部局が危険な盛土を把握・目視点検し、廃棄物の混入が疑われる場合は、各都道府県・政令市の産廃部局により廃棄物の有無を確認いただいた。令和4年3月末時点において、対象の約3.6万箇所ほぼ全て（99.9%）の盛土について点検完了しており、廃棄物の投棄等が確認された盛土は142箇所であった。

盛土の総点検で確認された、危険が想定され、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土については、各都道府県・政令市が実施する調査及び支障除去等事業を支援することとしている。各都道府県・政令市において、盛土緊急対策事業による支援を受けることを検討される場合には、環境省及び支障除去等事業のための廃棄物処理法基金が設けられている公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団に早めに連絡いただきたい。



62

また、令和5年5月に告示された「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の

防止に関する基本的な方針（以下「基本的な方針」という。）」にて示されているとおり、不法・危険盛土等については、地方公共団体における新たな盛土規制法所管部局だけでなく、廃棄物の不法投棄対策を行う廃棄物規制担当部局や、不法行為の取締りを行う警察等関係部局等と緊密に連携して安全対策に取り組むことが重要である。そこで、都道府県・政令市におかれては、関係者による定期的な連絡会議の開催や、必要に応じて、人事交流を行うなど、関係部局間の連携強化をお願いしたい。さらに、ワンストップ相談窓口の整備などにより、住民等が不法・危険盛土等を認識しやすく、通報しやすい環境を整備するとともに、入手した不法・危険盛土等に関する通報情報を共有することで、不法・危険盛土等の早期発見に努めていただきたい。

また、廃棄物混じり盛土の発生防止のためには、建設現場等における遵守体制を更に強化することが不可欠であるため、建設リサイクル担当部局、環境部局、労働基準監督署が連携して実施している建設現場パトロールや、建設現場への立入調査時における排出事業者（元請業者）のマニフェスト交付確認などの取組が重要である。環境省においても、不法投棄等事案について、都道府県・政令市への専門家派遣による技術的助言事業の対象に、令和3年度から廃棄物混じり土を加えたほか、警察との連携等に関して収集した優良事例を国土交通省に共有するなど、盛土による災害の防止に取り組んでいる。

なお、基本的な方針において、「廃棄物処理法においては、廃棄物処理業者が廃棄物処理法以外の法令に違反し、廃棄物処理業者として廃棄物の適正な処理を確保することができないと認められる場合、当該廃棄物処理業者に対して事業の停止を命ずることができる。廃棄物処理業者が宅地造成及び特定盛土等規制法や貨物自動車運送事業法に違反した場合についても、適切に対処するものとする。」とされている。

また、令和4年5月に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」（令和4年法律第55号。）が公布、令和5年5月に施行され、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正して、新たな法制度である「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）とし、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制することとなった。盛土規制法や基本的な方針を踏まえ、廃棄物処理法の適用関係について整理するとともに、廃棄物処理法の

運用における留意事項の明確化を趣旨とした「宅地造成及び特定盛土等規制法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に係る関係部局間の連携に際しての留意事項について（通知）」（令和５年９月２９日付け国官参宅第３１号・５農振第１７４１号・５林整治第８２６号・環境適発第２３０９２９１号・環境規発第２３０９２９１号）を発出した。盛土規制法においては廃棄物処理法に基づく許可を受けた者等が行う工事に係る適用除外の規定等があるため、それらに留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

<参考資料>

- ・盛土による災害の防止に関する検討会（内閣府（防災担当））

<https://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/moridosagai/>

- ・「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）について（国土交通省）

<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>

- ・宅地造成及び特定盛土等規制法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に係る関係部局間の連携に際しての留意事項について（通知）[000163386.pdf \(env.go.jp\)](#)

5. PCB 廃棄物処理に向けた取組について

(1) 地方公共団体の役割について

我が国では、昭和 47(1972)年の行政指導によりポリ塩化ビフェニル(PCB)の製造・輸入・新たな使用が原則禁止となったが、その後 PCB 廃棄物の民間主導での処理施設の立地が試みられたものの、全て失敗に終わった。そのため、平成 13(2001)年 7 月に国が主導して処理を進めることを骨子とする「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(以下「PCB 特措法」)が制定され施行された。PCB 特措法の下で策定されるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画(以下「PCB 処理基本計画」)では、全国 5 か所に国が拠点的広域処理施設を整備し、現在の間蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)がその運用を担うこととされた。処理期限は当初平成 28(2016)年 7 月までとされていたが、その後平成 24(2012)年に PCB 特措法施行令の改正が行われ、令和 9(2027)年 3 月末までに延長となり、更に平成 26(2014)年の PCB 処理基本計画の変更及び平成 28(2016)年の PCB 特措法の改正により、高濃度 PCB 廃棄物については変圧器・コンデンサー等及び安定器・汚染物等の処理に対して廃棄物の種類と処理地域(事業エリア)毎の計画的処理完了期限と、当該期限の一年前までの処分期間を設けて処理が進められてきた。各事業エリアの計画的処理完了期限は北海道・東京エリアの安定器・汚染物等の令和 6(2024)年 3 月末を最後に全地域で終了し、令和 6(2024)年度以降は東京事業所及び北海道事業所において事業終了準備期間を活用した処理が進められているところである。

PCB 特措法に定める都道府県市への届出が行われていない全国の高濃度 PCB 廃棄物を掘り起こして処分するため、対象となる高濃度 PCB 廃棄物の判別に関する情報や掘り起こし方法等を詳細に取りまとめて所有者に周知し、各都道府県及び政令市(以下「都道府県市」)を中心にあらゆる関係者が関与して、鋭意調査を進めていただいた。その結果、最近(令和 5 年度)では新たに発見される高濃度 PCB 廃棄物はごくわずかとなり、JESCO での処理は国の計画通りに処理を終了する見込みとなっている。また、低濃度 PCB 廃棄物については令和 9(2027)年 3 月末が処理期限とされ、無害化認定施設等において処理が進められてい

る。

【参考 1】

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」においては、地方公共団体の役割として、地方公共団体自らも率先して、その保管・所有する高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の処分委託・廃棄を早期に進めることが求められることから、各都道府県・政令市におかれても、より一層積極的な取組をお願いする。また、各都道府県におかれては、貴管下の市町村に関しても、同様の取組を促進していただきたい。

（２）高濃度 PCB 廃棄物について

高濃度 PCB 廃棄物の処理を計画的に進めていくためには、JESCO での着実な処理の実施に加え、都道府県市による保管事業者への指導の徹底が極めて重要である。都道府県市においては、未だ自ら処分又は処分を委託していない保管事業者への早期処理等に関する指導の徹底をお願いする。

特に、東京・北海道エリアの安定器・汚染物等も事業終了準備期間を活用した処理を実施しており、JESCO の PCB 廃棄物処理事業終了後に高濃度 PCB が発見されることがないように、行政代執行も含め、事業終了準備期間内に着実に処理が完了できるよう計画を立て処理を進めていくようお願いする。

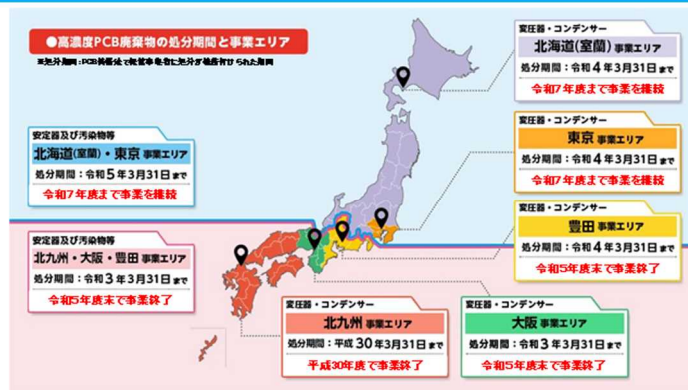
一方、北九州・大阪・豊田事業エリアは令和 6 年 3 月末で事業を終了した。立地自治体を始め関係者の御理解・御協力により大きく処理が進展したことに改めて感謝申しあげる。JESCO での受付終了後に発見された高濃度 PCB 廃棄物については環境省においてさまざまな選択肢を検討しているところであり、適切に保管されるようお願いしたい。

処理事業終了後は JESCO により施設の解体・撤去工事が実施される。

PCBの処理

歴史と課題

- 1968年（昭和43年）西日本を中心に広域で、米ぬか油へのPCB混入による食中毒「カネミ油症事件」が発生。
- 1972年（昭和47年）行政指導によりPCB使用製品の製造中止、回収等の指示。（国内使用量 累計約5.4万トン）
 - 約30年間、民間主導で処理施設の立地が試みられたが、全て失敗（39戦39敗）。処理の停滞・保管の長期化
 - この間に、高圧変圧器・コンデンサー等 約1.1万台が紛失（1998年（平成10年）厚生省調査）
- 2001年（平成13年）PCB特措法成立。
- 国が主導し、全国5か所にJESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）の処理施設を、施設立地地域のご理解、ご協力の下、2004年（平成16年）～2013年（平成25年）にかけて順次設置。
- 2014年（平成26年）各施設の処理期限（当初は2016年（平成28年）7月）を延長。再延長は無いこと等を約束。
- 2016年（平成28年）PCB特措法改正。
 - 処分期間内（計画的処理完了期限の1年前まで）の処分の義務づけ等、期限内処理を確実にするための事項を措置。
- 2021年（令和3年）9月 北九州市、大阪市、豊田市、北海道へ処理継続等の要請を実施。
- 2022年（令和4年）4月までに要請受入の回答を受領。
- 2022年（令和4年）5月 処理継続等、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の改訂版を閣議決定。
 - 高濃度PCB廃棄物の処理完遂に向けて、今後の処理見通しを踏まえ、事業終了準備期間も活用した処理を明記。
 - 事業終了後に発見された北九州事業対象地域内の変圧器・コンデンサー等については、大阪事業所及び豊田事業所での広域処理を実施。



北九州エリア：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県（17県）
大阪エリア：奈良県、和歌山県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県（6府県）
豊田エリア：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県（4県）
北海道(室蘭)エリア：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県（19道県）

- 令和5年12月 北海道及び室蘭市に対して、今後北九州・大阪・豊田事業エリアで高濃度PCB廃棄物が発生した場合の受け入れについて要請

低濃度PCB廃棄物の処理期限 2027年（令和9年）3月

PCB特措法に基づき適正な処理を推進



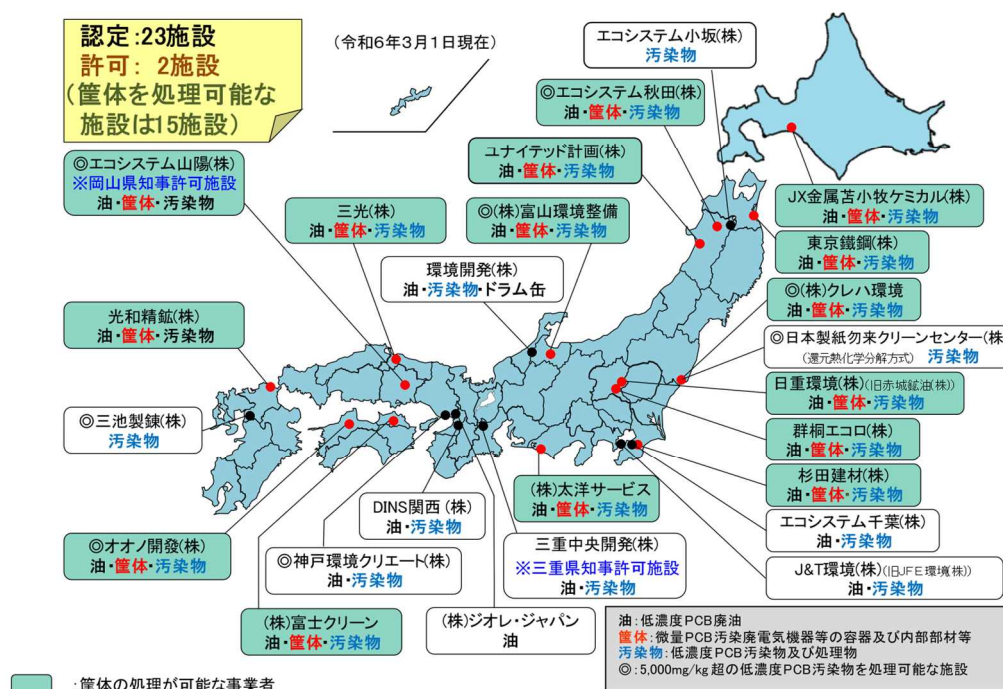
（３）低濃度 PCB 廃棄物について

低濃度 PCB 廃棄物は令和 9(2027)年 3 月末が処理期限となる。廃棄物処理法に基づく無害化処理認定事業所数は令和 6(2024)年 3 月末現在で 31 事業者となっている【参考 3、4】期限内かつ早期に処理ができるよう、必要に応じて行政指導を行うなど、計画的な処理を進めていただくようお願いする。都道府県市においては、低濃度 PCB 廃棄物の保管事業者に対して、無害化処理認定事業者における処理についての周知をお願いしたい。

また、PCB 処理基本計画において、無害化処理認定制度に加え廃棄物処理法に基づく各都道府県市による特別管理産業廃棄物処分業の許可制度も活用しながら処理体制を確保するとしている。各都道府県市においても、PCB 廃棄物を処理する施設の設置についての申請があれば、所要の手続・審査といった必要な対応をお願いしたい。

環境省では、関係省庁及び関係業界団体の協力を得て、低濃度 PCB 廃棄物の実態把握に向けた調査を令和 5 年(2023)度から実施している。適宜結果を公表するので、低濃度 PCB 廃棄物の処理に活用されたい。使用中機器への対応については有識者会議において検討を進めている。

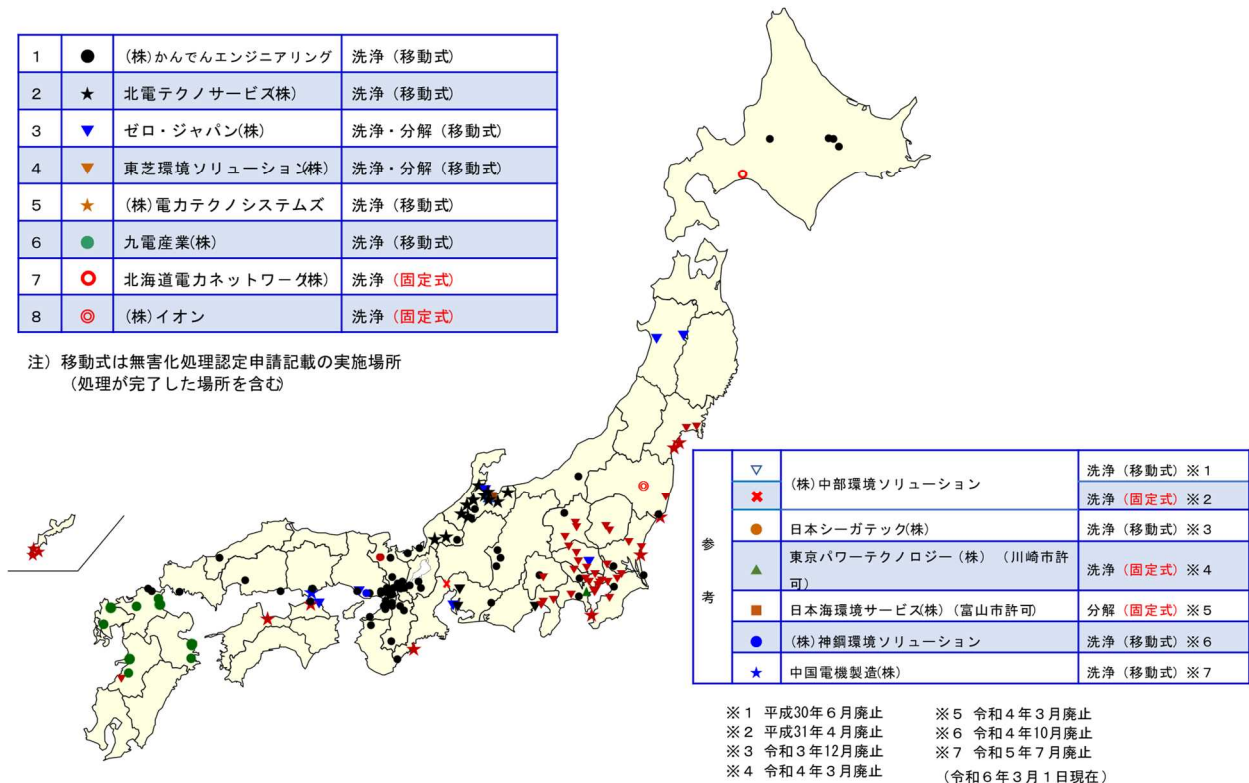
(参考) 低濃度PCB廃棄物の無害化処理施設 《焼却方式等》



(参考) 低濃度PCB廃棄物の無害化処理施設《洗浄方式》

1	●	(株)かんでんエンジニアリング	洗浄(移動式)
2	★	北電テクノサービス株	洗浄(移動式)
3	▼	ゼロ・ジャパン(株)	洗浄・分解(移動式)
4	▼	東芝環境ソリューション(株)	洗浄・分解(移動式)
5	★	(株)電力テクノシステムズ	洗浄(移動式)
6	●	九電産業(株)	洗浄(移動式)
7	○	北海道電力ネットワーク株	洗浄(固定式)
8	◎	(株)イオン	洗浄(固定式)

注) 移動式は無害化処理認定申請記載の実施場所
(処理が完了した場所を含む)



(4) その他の早期処理促進策

① PCB 廃棄物処理基金について

PCB 廃棄物処理基金については、すべての事業エリアが事業終了準備期間に入ったことから、PCB 特措法上の保管事業者には該当しない者についてのみ、本基金からの助成を活用した処理費用の95%軽減措置を実施している。一方で、中小企業者等については、国からの国庫補助金のみを活用した処分費用の44%軽減措置を実施しているところ。【参考5】

各都道府県・政令市におかれてはこれらの者に対し、引き続き当該軽減措置について周知していただき、PCB 廃棄物の処理促進にご協力いただきたい。

② 日本政策金融国庫における貸付制度

日本政策金融公庫において、平成29年(2017)度から高濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB

廃棄物を処分しようとする中小事業者に対する貸付制度が開始された。貸付の対象は処理委託までの保管に係る費用、処理施設までの運搬費用及び処分に係る費用（JESCO の 70%補助分は除く。）等の PCB 廃棄物処理に必要な長期運転資金である。

都道府県市におかれては、本貸付制度が広く活用され早期処理が促進されるよう、積極的な周知をお願いする。

③ 低濃度 PCB に汚染された変圧器の効率化による CO2 削減推進事業

環境省では、PCB 早期処理を促進するとともに、二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的として令和 5 (2023) 年度より低濃度 PCB に汚染された疑いのある変圧器を対象に、その PCB 汚染有無の分析及び高効率化変圧器への交換における補助事業を実施している。当該制度の活用促進および低濃度 PCB 早期処理のため、都道府県市におかれても積極的な周知をお願いする。

④ PCB 廃棄物の早期処理に向けた普及啓発

環境省では、PCB 廃棄物の適正処理推進に向け、ポリ塩化ビフェニル廃棄物早期処理情報サイトの開設・運営を行っているほか、今後、パンフレットの作成・配布、今後処分期間を迎える地域でのテレビ CM の放映等を行う予定であり、PCB 廃棄物早期処理推進に当たり積極的に活用いただきたい。また、PCB 廃棄物の更なる処理推進に向けて、都道府県市においても保管事業者等への普及啓発等を実施いただくようお願いする。

<参考資料>

- ・環境省 PCB 廃棄物関連ウェブサイト

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/index.html>

- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物早期処理情報サイト

<https://pcb-soukishori.env.go.jp/>

「中小企業者等に対する費用負担軽減措置の事業終了準備期間中における取扱いにつ

いて（周知）（事務連絡 令和4年3月29日）別紙」より一部抜粋

費用負担軽減措置に係る申込時期と軽減率の適用関係について

参考5

	費用負担軽減措置に係る申込時期	
	計画的処理完了期限内	事業終了準備期間中
1. 保管事業者に該当する場合		
一 中小、個人事業主	収運費用：70% 処分費用：70%	収運費用：0% 処分費用：44%
二 破産清算中法人等	収運費用：95% 処分費用：95%	収運費用：0% 処分費用：44%
2. 保管事業者に該当しない場合		
三 保管事業者に該当しない者 （一廃安定器は市町村含む。）	収運費用：95% 処分費用：95%	収運費用：95% 処分費用：95%
（参考）その他大手事業者の場合		
中小軽減事業の対象外	収運費用：0% 処分費用：0%	収運費用：0% 処分費用：0%

※1 収運費用とは、収集運搬費用及び漏えい防止費用をいう。

6. バーゼル法について

(1) 廃棄物等の不適正な越境移動の防止について

越境移動を伴う有害廃棄物等が環境上適正に管理されることを目的とするため、1992 年に「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」が発効された。本条約は、有害廃棄物の越境移動に際して、輸出国等から輸出先国に対する「事前の通告及び同意」手続や「移動書類」の携帯等を義務付けるものである。本条約の担保法である「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」、いわゆるバーゼル法は、条約の発効と同年の 1992 年に制定され、30 年が経過した。この間、リサイクル目的での廃電子基板や使用済み鉛蓄電池の取引量が急増し、我が国から輸出された貨物が不法貨物として返送される事例の増加や、輸入における手続きの長期化など、輸出入の双方において、現行法における様々な課題が顕在化し、こうした課題を解決するために、平成 29 年に法改正が行われ、平成 30 年 10 月 1 日より改正バーゼル法が施行された。

また、令和元年に開催された、第 14 回バーゼル条約締約国会議において、リサイクルに適さないプラスチックの廃棄物を条約の規制対象とする決定がなされ、改正附属書が令和 3 年 1 月 1 日に発効し、これ以降、プラスチックの廃棄物の輸出入が国際的に規制されることとなった。

さらに、令和四年度に開催された、第 15 回バーゼル条約締約国会議において、これまで規制対象であった有害な電気・電子機器廃棄物(e-waste)に加えて、非有害な e-waste についても条約の規制対象とする決定がなされた。改正附属書は令和 7 年 1 月 1 日に発効する。

国内では、廃棄物処理法及びバーゼル法に基づき、有害廃棄物等の越境移動を規制しているところであり、プラスチックの廃棄物に関する当該附属書の改正についてはバーゼル法省令改正（令和 3 年 1 月 1 日施行）及び規制対象の該非判断基準策定（令和 2 年 10 月 1 日公表）により対応した。e-waste に係る改正についてもバーゼル法省令改正と規制対象の該非判断基準策定を予定。

(2) バゼル法の運用について

① 不適正輸出等の取締りに係る情報提供等のお願い

廃棄物等の不適正輸出等を未然に防止するために、環境省と地方自治体との連携した対応が不可欠であるところ、各都道府県・政令市においては、環境省（地方環境事務所）から個別の事案につき情報提供があった場合には、廃棄物処理法に基づく厳正な対応をお願いしたい。また、排出事業者及び処理事業者に関する情報提供の依頼が環境省（地方環境事務所）からあった場合にも、可能な範囲で協力をお願いしたい。また、都道府県・政令市において、廃棄物等の不適正輸出に関与していると思われる排出事業者、処理事業者等を覚知した場合には、環境省（地方環境事務所）へ情報提供いただき、可能な範囲で合同立入りや指導等の協力・連携をお願いしたい。特に前述した雑品スクラップの不適正輸出の防止に当たっては、平成 29 年の廃棄物処理法改正において新たに規定した「有害使用済機器」の届出等の情報が重要となってくることから、密な情報共有・連携をお願いする。また、令和 3 年 1 月 1 日からプラスチックが新たにバーゼル条約の規制対象に追加されたことの影響についても注視していただきたい。

② 再生利用等事業者等の環境法令の遵守状況に関する情報提供について

平成 29 年のバーゼル法改正によって新設された「再生利用等事業者」等の認定審査においては、廃棄物処理法等の環境法令の遵守状況の確認が重要となっている。認定申請者の環境法令の遵守状況について環境省（地方環境事務所）から情報提供の依頼があった場合には、可能な範囲での御協力をお願いしたい。

③ バゼル法等説明会に関する周知の御協力のお願い

環境省は、経済産業省と協力し、輸出入事業者等を対象とした「バーゼル法等説明会」を毎年度行っており、令和 6 年度も全国での開催を予定している。開催日程及び場所等の詳細については、環境省ウェブサイトにおいて周知することとしている。

各都道府県・政令市においては、担当者の理解向上のため、このような機会を積極的に活用いただくとともに、廃棄物等の適正な輸出入の推進に向け、関係者への周知に引き続き御協力をお願いしたい。

7. 昨今の廃プラスチック類等の処理状況

(1) 外国政府による廃棄物の輸入規制について

産業廃棄物に該当する廃プラスチック類については、年間約 800 万トン程度が排出されているところ、平成 29 年末の中華人民共和国を始めとする外国政府による使用済プラスチック等の輸入禁止措置以前は、年間約 140 万トン程度のプラスチックくずが資源として輸出されていたが、平成 30 年の輸出量は約 100 万トン程度に低下し、バーゼル条約改正附属書発効後の令和 3 年の輸出量は約 60 万トン程度、令和 4 年の輸出量は約 55 万トン程度であった。国内で処理される廃プラスチック類等の量が増大したことにより、平成 30 年時点で、国内の廃棄物処理施設がひっ迫し、廃プラスチック類及び関連する廃棄物の処理に支障が生じるとの声が産業廃棄物処理業者から寄せられていた。

(2) 廃棄物輸入規制等を受けた国内の状況

令和 6 年 6 月 7 日に公表した第 8 回目の「国内の廃プラスチック類の処理に関する状況調査結果」では、自治体からの回答により、令和 4 年 11 月末以降、令和 5 年 11 月末時点において、諸外国による廃プラスチック類の輸入規制に起因する可能性のある廃プラスチック類の不法投棄事案（投棄量 10t 以上）は、確認されなかったが、保管上限の超過による保管基準違反が 10 件確認された。また、産業廃棄物処理業者からの回答により、産業廃棄物に係る廃プラスチック類処理施設の、稼働率、保管率は、新型コロナウイルス感染拡大の影響によって、大きく低下していたが、その後上昇し、令和 5 年 11 月末時点でも、輸入禁止措置直前（平成 29 年末）の水準に戻っていたことが確認された。外国政府による使用済み廃プラスチックの輸入規制措置を受けて、平成 30 年度から実施していた本調査は、国内の廃プラスチック類の処理状況が当該措置前の水準に戻り、その後、その状況が継続して維持されていることから、今回の調査をもって終了することとする。

なお、バーゼル条約附属書改正等を受けた廃プラスチック輸出入の動向等も踏まえながら、今後も必要に応じて、廃プラスチック類の処理のひっ迫状況や不法投棄等に関する実

態把握及び自治体を含めた情報共有を進めていくので、御協力をお願いしたい。

また、令和4年4月1日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたところであり、令和3年度に大幅に拡充されたプラスチック高度リサイクル設備等の導入に対する補助事業も活用しつつ、包括的にプラスチック資源循環体制を強化していくこととしている。各都道府県・政令市においては、プラスチックの資源循環の促進に向けた施策への御理解・御協力をお願いする。

(3) これまでの対応状況

① 「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について（通知）」の発出

(1) に示したような状況を踏まえ、令和元年5月20日付けで「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について（通知）」（環循適発第1905201号・環循規発第1905201号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）を発出した。当該通知において、第一として広域的な処理の円滑化のための手続等の合理化について、以下のとおりお示ししているので、特に留意いただきたい。

従前より、一部の自治体において、事前協議制等により域外からの産業廃棄物の搬入規制を事実上行っている場合が見られるが、これに起因して産業廃棄物の処理が滞留したり、不法投棄等の不適正処理が生じたりすることにより、結果的に生活環境の保全上の重大な支障を生じるおそれがある。このような廃棄物処理法の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を超える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたい旨を通知等により要請してきたところである。

広域的な処理の円滑化及び不適正処理の防止のため、これらの搬入規制の廃止、緩和を速やかに実施されたい。廃止、緩和が困難な場合においては、手続の合理化、迅速化を実施されたい。

また、第二として、排出事業者責任の徹底について記載している。廃プラスチック類の処理に関しては、令和3年10月末時点の調査においても、処理コストが増加傾向にあるものの、処理業者からは、廃プラスチック類の適正な処理料金の反映ができていないとの声も

上がっているところである。

各都道府県・各政令市におかれては、処理業者だけではなく、排出事業者に対しても廃プラスチック類の処理の状況を勘案し、分別の徹底及び適正な対価の支払いを含めた適正処理の推進について指導されたい。

さらに、第三として、不法投棄監視強化についてお願いしているが、各都道府県・政令市においては、引き続き、廃プラスチック類の不法投棄が発生しないよう普及啓発や不法投棄等の監視に努めていただくとともに、外国政府による廃棄物の輸入規制の影響等により発生した可能性のある廃プラスチック類の不法投棄等の事案が確認された際には、速やかに環境省に御一報頂きたい。

② 廃プラスチックの保管上限の変更に関する省令改正

増加傾向にある廃プラスチック類の受入れ先の確保とその適正保管を両立させるため、優良認定業者が、処分又は再生のために廃プラスチック類を保管する場合は、その保管上限を従前の2倍とする制度改正を令和元年9月4日付けで公布し、同日施行した（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和元年環境省令第5号））。改正内容の詳細については、翌9月5日付けで「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（環循規発第19090513号 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）を発出しており、こちらを参照されたい。

8. 有害物質等を含む廃棄物の適正管理について

(1) 水銀廃棄物の処理について

平成 25 年 10 月に「水銀に関する水俣条約」が採択され、平成 29 年 8 月に発効した。

水俣条約では、水銀廃棄物を環境上適正な方法で管理することが求められており、「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について」（平成 27 年 2 月中央環境審議会答申）を踏まえ、平成 27 年 11 月に廃棄物処理法施行令の改正を行い、廃水銀等の特別管理廃棄物への指定等については、平成 28 年 4 月より施行され、廃水銀等の処分基準、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準、廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加等については、平成 29 年 10 月に施行された。改正政省令等に基づく適切な運用に活用いただくため、環境省ではガイドライン及びリーフレットを作成しており、さらにガイドラインは廃水銀等処理物の埋立処分方法に関する技術的事項の具体化等を行って、令和 3 年に第 3 版を公表したので御参照いただきたい。

また、水俣条約締約国等から水俣条約事務局へ、水銀を使用する製品等に関する情報提供が行われ、新たに 6 つの水銀使用製品の存在が判明したが、これらは水銀汚染防止法の制定当時から現在まで、国内における当該用途での製造や使用実態は確認されていない。

また、医療機関等に退蔵された水銀血圧計等の回収を促進するため、平成 27 年度から回収マニュアルを活用した回収事業の全国展開を促進しており、平成 29 年度からは、それまでの医療機関に加え、教育機関等の回収事業も促進している。令和 6 年度も水銀使用製品の回収に関して、問合せ対応や計画策定の助言等を行う窓口を設置するなど回収促進事業を引き続き実施している。排出事業者等に御活用いただけるよう周知に御協力いただきたい。

また、令和 2 年末から水銀を使用した製品等の製造や輸出入の制限が開始されたことに伴い、国内で最終処分せざるを得ない廃水銀等が発生することが想定され、環境省としては、廃水銀等処理物の最終処分場が確保されることが重要と認識している。今後、貴管内の廃棄物処理業者で廃水銀等処理物の最終処分場の設置について関心を示している事業

者がいれば、積極的に相談にのっていただくようお願いしたい。水銀廃棄物対策について、引き続き、御協力をお願いしたい。

<参考資料>

- ・水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/26070.pdf>

- ・廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令の閣議決定（お知らせ）

<https://www.env.go.jp/press/101621.html>

- ・水銀廃棄物関係（ガイドライン、マニュアル・リーフレット等）

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>

（２）石綿を含む廃棄物の処理について

廃石綿等及び石綿含有廃棄物を適正に処理するためには、法令の趣旨を十分に理解し、遵守することが必要である。特に石綿含有廃棄物は、今後、建築物の解体等に伴い大量に排出されることが予想され、これらの石綿含有廃棄物等を滞ることなく処理を進めることはもちろんのこと、処理の過程で石綿を飛散させない適切な対策と十分な管理を行うことが重要である。

石綿を含む廃棄物に関連する動向としては、令和２年 11 月以降に判明した石綿を含有する家庭用品（バスマット及びコースター等）の廃棄物については、令和３年 1 月 29 日付け「石綿を含有するバスマット及びコースター等の処理方法等について（通知）」（基安化発 0129 第 1 号・環循適発第 2101291 号・環循規発第 2101297 号）において処理方法等を示したので、指導等において御参照いただきたい。

また、令和２年に大気汚染防止法が改正され、その中で石綿含有仕上塗材の作業基準が新たに設けられたことに伴って、その廃棄物の取扱い等を検討し、石綿含有仕上塗材の廃棄物が石綿含有廃棄物に区分されることを明確化する等の改定を行って、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第３版）」を令和３年３月に公表した。

各都道府県・政令市におかれては、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」に則し、石綿含有廃棄物等の適正な処理に向け指導の徹底を図るとともに、平成20年5月16日付け「産業廃棄物に関わる立入検査及び指導の強化について」（環廃産発第080516001号）に基づき実効性ある立入検査を実施されたい。

なお、廃棄物処理法に基づく石綿の無害化処理認定事業者数は令和6年6月時点で2事業者となっており、各都道府県・政令市においては、これらの施設に関する情報について排出事業者等に提供いただくなど、石綿を含む廃棄物が適正に処理されるよう指導をお願いしたい。

<参考資料>

- ・環境省ウェブサイト「石綿含有廃棄物等関係」

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/asbestos/index.html>

（3）感染性廃棄物の処理について

感染性廃棄物の処理については、その適正な処理を確保するため、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を作成している。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等を踏まえ、令和5年5月に同マニュアルを一部修正し、各都道府県・政令市や関連団体に周知している。

各都道府県・政令市におかれては、引き続き関係者に周知いただくとともに、感染性廃棄物の適正処理の確保を徹底していただくようお願いしたい。

<参考資料>

- ・廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（令和4年6月改訂、令和5年5月一部修正）

https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/post_36.html

（４）残留性有機汚染物質（POPs）廃棄物の処理について

残留性有機汚染物質（以下「POPs」という。）を含む廃棄物については、これまで、適正処理に関する技術的留意事項を策定し、各都道府県・政令市の御協力を得ながら適正処理を進めている。令和５年に開催されたストックホルム条約第 11 回締約国会議（C O P 11）において、デクロランプラス、UV-328 並びにメトキシクロルが追加されるなど、近年においても規制対象物質の範囲が拡大してきている。

こうした国際的な動向も踏まえ、環境省では POPs 含有廃棄物の排出実態の調査や適正処理方法の検討、ガイドラインの作成等に取り組んでいるところである。令和４年９月には「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を策定し、現在、POPs に指定されている臭素系難燃剤を含有する廃棄物の対応の検討を進めている。また、令和５年７月に PFAS に対する総合戦略検討専門家会議において、国内外の最新の科学的知見及び国内での検出状況の収集・評価を行われており、これらを踏まえた科学的根拠に基づきとりまとめられた「PFAS に関する今後の対応の方向性」を踏まえ、最終処分場の放流水に含まれる PFAS の知見の収集等を進めることとしている。

引き続き、適正処理に関する指導をお願いしたい。

<参考資料>

- ・POPs 廃棄物に関する技術的留意事項（ガイドライン）

https://www.env.go.jp/recycle/pops/guideline/pops_ryuijiko.html

- ・PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項

https://www.env.go.jp/press/press_00659.html

- ・PFAS に関する今後の対応の方向性（案）

<https://www.env.go.jp/water/pfas/pfas.html>

（５）廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第２版）について

環境省では、排出事業者が処理業者に対して産業廃棄物の処理を委託する際の廃棄物情報の適正な提供に資するため、平成 18 年に「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を策定し、平成 25 年 6 月には同ガイドラインを見直し、廃棄物データシート（WDS）の記載内容の見直しなどを行ってきた（「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第２版）について」（環廃産発第 1306063 号））。本ガイドラインについて、引き続き、事業者、処理業者等の関係者に広く周知するとともに、廃棄物情報の適正な提供について指導の徹底をお願いしたい。

また、平成 29 年 2 月の中央環境審議会意見具申において「特に、危険・有害物質に関する関連法令で規制されている物質を含む廃棄物については、廃棄物の処理過程における事故の未然防止及び環境上適正な処理の確保の観点から、WDS において具体化されている項目を踏まえつつ、より具体的な情報提供を義務付けるべきである。」とされたところであり、廃棄物の処理過程における事故の防止と適正処理の確保に向けた情報伝達の制度的在り方について検討を進めている。

<参考資料>

- ・廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第２版）

<https://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>

（６）リチウムイオン電池の適正排出について

リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品が廃棄物となった際に適切に排出されず、破碎等を行う中間処理施設で衝撃が加わった際に発火し、火災事故等の原因の一つとなっている。リチウムイオン電池の普及に伴い、こうした事故の発生が増加している。

火災事故等の発生防止のため、不要になったリチウムイオン電池及び電池使用製品は、事業場や工場では適切に分別して、処理が可能な産業廃棄物処理業者に委託する必要がある。

る。具体的には、リチウムイオン電池・電池使用製品の排出時には、「無理に外さない」、「他の廃棄物と混ぜない」、「ぬらさない」、「電池の端子部分を露出させない」ことが重要であり、環境省では、電動工具、充電式家電等の事業活動で使用されることの多い電池使用製品の具体例等を示しつつ、分別して適切に排出していただくよう呼びかけるポスター及びチラシを作成したところであり、各都道府県・政令市におかれては、排出事業者への指導等に当たり、これらの広報資料を活用いただきたい。

また、環境省では、令和4年3月に、市区町村におけるリチウム蓄電池等に起因する発煙・発火対策等を整理した「リチウム蓄電池等処理困難物対策集」を取りまとめ、さらに、今年4月に内容をアップデートし、改めて公表した。これは、事業活動に伴って排出されるリチウムイオン電池・電池使用製品の取扱いにおいても参考になるものと考えられることから、併せて活用いただきたい。

<参考資料>

- ・リチウムイオン電池関係

https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index_00002.html

(7) 使用済太陽光発電設備の廃棄について

使用済太陽光発電設備を廃棄する場合には、資源循環の観点からリユース、リサイクルを推進することが望まれるが、使用済太陽電池モジュール等の最終処分に当たっては、一般的には、産業廃棄物の品目である「金属くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、「廃プラスチック類」の混合物として取り扱われる。太陽電池モジュールは電気機械器具に該当することから、埋立処分する場合には、廃プラスチック類を最大径おおむね15センチメートル以下になるよう破碎等を行った上で、管理型最終処分場に埋め立てることが必要である。また、太陽電池モジュールを構成している太陽電池セルは、太陽光が当たることにより電圧が生じ、感電するおそれもあることから、各都道府県又は政令市にあつては、これらに留意することなど、排出事業者又は産業廃棄物処理業者を適

切に指導・監督されたい。

なお、これらの詳細については、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第2版）」（平成30年）を参照されたい。

<参考資料>

- ・「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第2版）」（平成30年）

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/110514.pdf>

（８）クリアランス物の保管・処理計画等に係る情報管理システムについて

原子炉等規制法等において、放射能濃度が一定の基準を超えないことの確認を受けた物は、放射線による障害の防止のための措置を必要としない物（以下「クリアランス物」という。）とされ、クリアランス物は廃棄物処理法における「放射性物質及びこれによって汚染された物」でないものとなる。クリアランス制度の適正かつ厳格な運用のため、環境省ではそのトレーサビリティを確保することとしており、関係する行政機関との緊密な連携等の観点から、令和3年3月に、政府共通NW/LGWAN掲示板システムにクリアランス物の情報を掲載し、適宜更新してきたところである。なお、令和5年度末より新しい政府共通NW/LGWAN掲示板システムの運用が始まったため、現在移行及び更新作業中である。

9. 産業廃棄物処理業の振興について

(1) 優良産廃処理業者認定制度について

① 優良産廃処理業者認定制度の概要について

優良な産業廃棄物処理業者を評価する制度として、平成 23 年に優良産廃処理業者認定制度を施行している。この制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し、遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組の実施、電子マニフェストの利用及び財務体質の健全性に係る 5 つの基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）について、通常 5 年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を 7 年とする等の特例を付与するとともに、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備することで、産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進することを目的としている。本制度による優良基準の適合確認の実績は、令和 6 年 3 月 31 日現在で、14,359 件（1,604 事業者）となっている。本制度により、域内における産業廃棄物処理業の健全な発展を図ることで、不法投棄・不適正処理の撲滅につながるものと考えられる。各都道府県・政令市におかれては、引き続き本制度の運用と周知に格段の御協力をお願いするとともに、優良認定業者に対して各都道府県・政令市が独自に優遇措置を講ずるなどの本制度の積極的な推進をお願いしたい。

また、優良産廃処理業者が産廃処理市場で積極的に支持されるためには、排出事業者が優良認定業者の情報を広く周知し、優良認定業者の活用を促すことが必要であり、産廃情報ネットや優良さんばいナビを通じた情報発信を行っている。

他方で、優良認定を受けた処理業者が当該認定の要件に適合しない事態に至った場合には、当該事実を排出事業者等が確認できるようにすべきである。このため、令和 3 年 10 月に産業廃棄物行政情報システムと産廃振興財団システム「さんばいくん」とのデータ連携を開始し、認定を受けた優良産廃処理業者に対する特定不利益処分に係る情報が表示される機能が新たに追加された。

さらに、本制度の信頼性を保つために、各都道府県・政令市においては、新たに優良認定等を行った場合、優良認定業者の代表者名等の変更があった場合や優良認定を受けた処理業者が認定の要件に該当しない事態に至った場合には、遅滞なく環境省に御報告いただくようお願いしたい。

令和2年の施行規則改正により、優良認定基準に適合するものとして業の許可を受けようとする場合において、事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類として環境大臣が指定する者が作成した書類を提出できることとされた。令和2年9月23日付け環境省告示第74号では、公益財団法人産業廃棄物処理振興財団（振興財団）を指定しており、振興財団は、事業の透明性に係る基準の適合についての証明書（適合証明書）を発行することになった。この適合証明書が提出されれば、都道府県・政令市による事業の透明性の確認に当たり、インターネットの公表事項の内容確認が不要となることから、優良認定の審査業務の効率化・迅速化につなげていただきたい。

なお、本改正にあわせて、令和2年10月に「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」も改正されているので参照されたい。

また、特定不利益処分を受けた優良産廃処理業者に交付する許可証の備考欄に、特定不利益処分を受けた旨を記載することは差し支えない。

<参考資料>

- ・優良産廃処理業者ナビゲーションシステム（優良さんばいナビ）

<https://www3.sanpainet.or.jp/>

- ・優良産廃処理業者認定制度

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/index.html>

- ・優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル

https://www.env.go.jp/recycle/manual01_inst-1.pdf

② 環境配慮契約法との関係について

環境配慮契約法に基づく基本方針において、契約類型として「産業廃棄物の処理に係る契約」が位置付けられている。これにより国及び独立行政法人等が行う産業廃棄物の処理委託においては、基本方針に規定する環境配慮契約を推進することとされているところである。産業廃棄物の処理に係る環境配慮契約においては、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出削減に関する取組の状況並びに適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力及び実績等を評価し、一定基準を満たした事業者のみに入札参加資格を与える裾切り方式を採用することとされている。このうち、適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力及び実績の基準は、優良産廃処理業者認定制度の優良基準とほぼ同じとなっており、優良認定業者が国及び独立行政法人等が行う産業廃棄物の処理委託に係る入札において有利な立場になる仕組みとなっている。

これについて、令和2年10月から完全施行した優良産廃処理業者認定制度の優良認定基準の見直しを踏まえ、裾切り方式の評価基準の変更を行っている点に留意されたい。

国及び独立行政法人等における令和2年度の産業廃棄物処理委託の契約実績において、環境配慮契約未実施の場合は優良認定業者と契約した件数の割合が39.9%であったのに対して、環境配慮契約実施の場合は78.7%であり、環境配慮契約の実施は入札時における優良認定業者の参入を促す要因の1つとなっていると考えられる。

地方公共団体については、環境配慮契約を推進する努力義務を有しており、関係部署と連携し、環境配慮契約に積極的に取り組まれるとともに、環境配慮契約の実施の際には、入札時における優良認定業者の参入の促進に積極的に取り組まれない。

<参考資料>

- ・環境配慮契約について

<https://www.env.go.jp/policy/ga/index.html>

- ・環境配慮契約法「産業廃棄物の処理に係る契約」パンフレット

https://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/attach/pamph03_hairyo.pdf

（２）産業廃棄物処理における人材の多様化について

平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された SDGs（持続可能な開発目標）では、「誰一人取り残さない」との理念の下、包摂的な社会を実現するとの観点から、「ジェンダー平等を実現しよう」（目標 5）、「働きがいも経済成長も」（目標 8）、「人や国の不平等をなくそう」（目標 10）といった目標（ゴール）を掲げている。他方で、我が国の産業廃棄物処理業では、人手不足が深刻な問題となっており、障害者、外国人、女性、高齢者等、多様な人材を確保することにより、人手不足問題と SDGs の同時解決を図ることが期待される。

こうした背景の下、環境省では、産業廃棄物処理業における多様な人材の確保に関する調査を行っており、令和 2 年度にはアンケート調査を実施して人材確保の状況を把握したところであるが、多様な人材の確保が進まない背景には、雇用するに当たっての課題や負担、デメリットなどが存在している、あるいは存在すると認識されていると思われる。そこで、令和 3 年度には女性、高齢者、障害者、外国人等の多様な人材の確保・活用に取り組んでいる産業廃棄物処理業者 15 社に、多様な人材を受け入れるに当たっての課題やそれへの対応、受け入れたメリットなどをヒアリングし、その結果を取組事例集としてまとめたところであり、各都道府県・政令市においては、多様な人材が活躍する地域社会づくりの観点からも、ぜひご参照いただきたい。

各事例において、ハード・ソフトの様々な課題等がみられたが、それらを克服して受け入れた結果、人手不足の解消や障害者の法定雇用率の達成といった直接的な課題解決や、企業イメージの向上に止まらず、受入企業のビジネス展開にポジティブな効果があるとの声が多くあった。

また、多様な人材を受け入れるためのハードやルールの整備は、他の社員の労働環境の改善やワークライフバランスの向上につながるとともに、明るい、勤勉、丁寧といった多様な人材のパーソナリティが、職場の雰囲気良くする、他の社員の意識改革につながるといった、ポジティブな影響を及ぼしていることも、企業にとって大きなメリットになっ

ていると考えられる。

各都道府県・政令市におかれては、企業の意向や取組も踏まえ、産業廃棄物処理業者とも連携し、地域版 SDGs である地域循環共生圏の構築など、SDGs の推進に向けた地域社会の活動を進めていただきたい。

<参考資料>

- ・令和 2 年度産業廃棄物処理業における多様な人材の確保に関する調査結果概要

<https://www.env.go.jp/recycle/diversity2020.pdf>

- ・産業廃棄物処理業における多様な人材の確保に関する取組事例集

<https://www.env.go.jp/recycle/diversity2021.pdf>

（３）廃棄物関連税制等の政府支援策について

産業廃棄物処理業者が活用できる政府支援策は、環境省以外にも関係省庁や日本政策金融公庫等が用意している補助金、税制、融資、計画認定等多岐にわたっている。このため、環境省では、令和 5 年度の支援策を取りまとめ、環境省ウェブサイトにて公表しており、今夏に令和 6 年度版に改定予定である。管下の産業廃棄物処理業者から相談があれば、適宜紹介していただきたい。

なお、政府支援策のうち、廃棄物関係の税制については、下記の特例措置が講じられてきた。下記（ア）及び（イ）については、令和 6 年度の税制改正により延長された。

については、当該制度がより一層活用され、適正処理の推進に資するよう、引き続き廃棄物処理の関係者に広く周知いただくようお願いする。

（ア）公害防止用設備（廃棄物処理施設）に係る特例措置（固定資産税）

公害防止用設備（廃棄物処理施設）に係る固定資産税の課税標準の特例措置（ごみ処理施設（※１）：1/2、一般廃棄物の最終処分場（※２）：2/3、PCB 廃棄物等処理施設（※３）：1/3）について、該当する施設を有する都道府県・政令市におかれては、制

度の周知にご協力願いたい。なお、令和 6 年度税制改正により、ごみ処理施設、一般廃棄物の最終処分場、P C B 廃棄物等処理施設及び廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、産業廃棄物処理施設について、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の処理施設を適用対象から除外する旨の見直しを行った上で、その適用期限が 2 年延長された。

(適用期限：令和 7 年度末まで)

(※ 1) ごみ処理施設であって、廃棄物処理法第 8 条第 1 項の許可に係るもの。

(※ 2) 一般廃棄物の最終処分場であって、廃棄物処理法第 8 条第 1 項の許可に係るもの。

(※ 3・4) PCB 廃棄物等処理施設であって、廃棄物処理法第 15 条第 1 項の許可、第 15 条の 4 の 2 第 1 項の認定又は第 15 条の 4 の 4 第 1 項の認定に係るもの。

(イ) 廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置（軽油引取税）

廃棄物処理事業を営む者（産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者にあつては、適用対象を中小事業者等に限る）が最終処分場内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源に係る軽油引取税の課税を免除する特例措置について、令和 6 年度税制改正では、その適用期限を 3 年延長することとされた（適用期限：令和 8 年度末まで）。

なお、特定災害防止準備金制度は、適用期限の到来をもって廃止されたところであるが、令和 4 年 3 月 31 日を含む事業年度終了の日において廃棄物処理施設の設置許可を受けている法人について、同年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度については現行法による準備金積立率（60%）に対して 1 年ごとに 6 分の 1 ずつ縮小した率による積立てを認める経過措置を講ずる（所得税についても同様とする。）こととされている。

<参考資料>

- ・産業廃棄物処理業者が活用できる政府支援策一覧

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/assistance.html>

（４）中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の策定・活用について

平成 24 年に成立した中小企業等経営強化法に基づき、中小企業等は、経営力向上のための人材育成、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を事業所管大臣（廃棄物処理業については地方環境事務所長）に申請し、認定を受けることにより、税制措置や各種金融措置の対象となるため、当該制度が活用されるよう、必要に応じて管内市町村及び廃棄物処理業者への周知をお願いしたい。

<参考資料>

- ・経営サポート「経営強化法による支援」（中小企業庁）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

（５）廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業について

環境省では、地球環境の保全及び循環型社会形成に資することを目的に、高効率な廃熱のエネルギー回収や廃棄物燃料製造、廃棄物燃料受入れのための設備を導入して、地元自治体と災害廃棄物受入れ等に関する協定を結ぶことで、地域のレジリエンスの向上に貢献し、かつ、地域内での資源・エネルギーの循環利用による地域活性化や地域外への資金流出防止等の複数の政策目的を達成する事業支援する「廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業」を令和 2 年度から実施しており、令和 6 年度に最終年

度を迎える。

（６）脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業

環境省では、脱炭素社会構築に資する資源循環システム構築の加速化を図るため、化石由来資源について再生可能なバイオマスプラスチックや紙などへの代替及びプラスチック等のリサイクル困難素材のリサイクル技術・設備導入を推進している。本事業では、化石由来資源の代替素材及びリサイクル困難素材のリサイクル技術・設備について、試作品の製作・評価などの手法により、製造工程及びリサイクル工程等の省 CO2 化を図るとともに、代替素材の普及に対する技術的課題の解決を図るなど、事業化に向けて必要な実証を行っている。

カーボンニュートラルの実現に向けて、各分野で脱炭素技術の導入が進んでいるところであるが、航空分野ではジェット燃料の脱炭素化が必須となっている。しかしながら、航空機は電化が非常に困難であるため、液体燃料のカーボンニュートラル化が必要であり、再生可能又は廃棄物を原料とする、持続可能な航空燃料（SAF）の導入拡大が喫緊の課題となっている。また、廃油（特に鉱物油である、溶剤及び潤滑油）については、一部で再生重油として熱回収が行われているものの、依然として単純焼却されているものも多いことから、温室効果ガスの排出削減に資するマテリアルリサイクルを促進していく必要がある。

このため、令和４年度から、①廃棄物等バイオマスを用いた省 CO2 型ジェット燃料又はジェット燃料原料製造・社会実装化実証事業及び②廃油のリサイクルプロセス構築・省 CO2 化実証事業を対象事業に追加した。

対象となり得る優良な事業計画がある場合には、本事業の周知をお願いする。

＜脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業＞

- ・対象者 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- ・対象事業

① 廃棄物等バイオマスを用いた省 CO2 型ジェット燃料又はジェット燃料原料製造・社会実装化実証事業

② 廃油のリサイクルプロセス構築・省 CO2 化実証事業

- ・事業形態 委託事業、間接補助事業（補助率 1／3、1／2）

- ・スケジュール

委託事業の一次公募は 3 月 25 日に終了。二次公募は予算の範囲内で行われる見込み。

補助事業の二次公募は 6 月 10 日（月）から 7 月 10 日（水）17：00 必着

10. その他の産業廃棄物処理制度等の動向について

(1) 公共関与等による施設整備の推進について（廃棄物処理センター制度）

環境省では、公共の信用力を活用して安全性、信頼性の確保を図りつつ、民間の資本、人材等を活用して廃棄物処理施設の整備を図るため、廃棄物処理法第15条の5の規定に基づき、公的主体の関与した一定の法人等を廃棄物処理センターとして指定するとともに、これらが廃棄物処理施設の整備を図ることにより、先進的な技術的内容を含めた維持管理や事業運営等についての知見を得ることを目的に財政上の支援（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）等を行っている。また、産業廃棄物最終処分場の残余年数については、現時点においては目標を達成しているものの、最終処分場の新たな整備が困難な状況が見られることから、引き続き最終処分量の削減や最終処分場の確保に向けた取組が必要となっており、新たな目標を設定予定である。以上のことから、これらの制度を活用しつつ、産業廃棄物の適正な処理に必要な施設の確保に向け、御協力をお願いしたい。

なお、廃棄物処理センターの目的の一つとして、広域的な処理の確保に資することが挙げられる。課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業において、他地域の廃棄物の受入れを排除している場合は、事業の採択が困難になることを御留意いただきたい。

<廃棄物処理センターの指定状況>

令和6年6月現在、岩手県、香川県、新潟県、高知県、三重県、島根県、茨城県、佐賀県、山梨県、滋賀県、愛知県、熊本県、鹿児島県、兵庫県、沖縄県、鳥取県及び宮城県の18法人（岩手県内2法人）について指定を行っている。

<課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業の概要>

- ・ 廃棄物処理センター等が行う産業廃棄物最終処分場の施設整備及び維持管理等の一層の適正化を図る上で必要とされる取組に対し、各都道府県・政令市の出資（補助を含む。）額の同額を国庫補助。（ただし、施設整備費の1／4及び1年あたり10億

円が上限)

- ・ 都道府県ごと、施設の種類ごとに 1 つに限り補助対象。
- ・ 補助対象施設：管理型最終処分場、安定型最終処分場、遮断型最終処分場
- ・ 対象事業者：廃棄物処理センター、広域的廃棄物処理センター、PFI 選定事業者

(2) 広域認定制度・再生利用認定制度について

広域認定制度は、製品が廃棄物となったものであって、当該廃棄物の処理を当該製品の製造・加工・販売等の事業を行う者が広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資するものと認められる産業廃棄物の処理を促進するため、廃棄物処理業の許可を不要とする環境大臣認定制度である。平成 15 年 12 月の運用開始以降、順調に認定件数が伸びてきており、産業廃棄物については令和 6 年 3 月末現在で 324 件となっている。最近、販売促進のツールとして、あるいは単なる業許可逃れのために本制度を取得しようとする相談が散見されるが、そもそも本制度の趣旨は、拡大生産者責任により、製造事業者等自身が自社の製品の再生・処理の行程に関与することで、効率的な再生利用、減量等を推進し、適正処理を確保するとともに、再生・処理しやすい製品設計への反映を進めることであることから、各都道府県・政令市において事業者等へ本制度の活用を紹介する場合には、本制度の趣旨を適切に説明願いたい。なお、広域認定制度の概要及び申請の手引きについては、申請書等の様式とともに環境省のウェブサイトで公開しており、最新改定（令和 3 年 9 月）では申請等資料における登記事項証明書の省略について反映させたところであり、参考にされたい。

再生利用認定制度は、廃棄物の減量化を推進するため、生活環境の保全上支障がない等の一定の要件に該当する再生利用に限って環境大臣が認定し、廃棄物処理業及び処理施設設置の許可を不要とする制度であり、平成 9 年 12 月の運用開始以降、廃ゴム製品、廃プラスチック類、廃肉骨粉、金属を含む廃棄物等について認定が行われており、産業廃棄物については令和 6 年 3 月末現在の認定数は 36 件となっている。認定の対象となる廃棄物は、生活環境の保全上支障を生じさせない蓋然性の高いものに限定し、環境大臣が個別に告示

により指定することとなっており、当該告示に適合する再生利用については積極的に本制度を活用するよう、事業者等へ周知願いたい。なお、再生利用認定制度の申請の手引きについても、申請書等の様式とともに環境省のウェブサイトで公開しており、最新改定（令和3年9月）では申請等資料における登記事項証明書の省略について反映させたところであり、参考にされたい。

環境省では、広域認定業者や再生利用認定業者に対し定期的な立入検査を実施し、法令の遵守について指導しているところである。各都道府県・政令市は廃棄物処理法に基づき広域認定業者や再生利用認定業者に対する報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等の権限を有していることから、広域認定業者や再生利用認定業者に対する指導内容等について引き続き協力いただき、情報を提供いただきたい。

また、3Rの推進の観点から、再生資源を用いた製品や広域認定によりリサイクル体制ができている製品の調達を積極的に行うよう併せてお願いしたい。

<参考資料>

- ・広域認定制度の概要及び申請の手引き

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki/index.html>

- ・再生利用認定制度申請の手引き

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/sai-nin/index.html>

（３）廃棄物該当性の判断について

廃棄物処理法第2条第1項において、廃棄物とは、「汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの」と規定されており、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の手扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断することとされている。下記の参考を含め、これらについて、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、近年、循環資源の再生利用等が一層活発化し、循環型社会の形成が着実に進んで

いると認識している。ただし、循環型社会とは、廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会（循環型社会形成推進基本法第2条）であるから、循環型社会の形成推進に当たっては生活環境の保全、廃棄物の適正処理の推進並びに不法投棄及び不適正処理の防止が重要であることは言うまでもなく、資源の有効利用などと称した廃棄物の不適正処理に対しては厳正に対処し、廃棄物行政に対する国民の不信を招くことがないよう留意されたい。

なお、第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和3年7月2日開催）において、平成24年度に作成された「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」の更新を行うこととされたのを受け、令和4年3月に更新したので、バイオマス発電燃料等の廃棄物該当性の判断に当たり、参考材料とされたい。

<参考資料>

- ・「行政処分の指針について」（令和3年4月14日付け環循規発第2104141号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）
<https://www.env.go.jp/hourei/add/k104.pdf>
- ・「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成24年4月3日閣議決定）において平成24年度に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について
https://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_13032911.pdf
- ・「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において平成25年6月中に講ずることとされた措置（バイオマス発電の燃料関係）について
https://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_1306281.pdf
- ・「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において平成25年6月中に講ずることとされた措置（バイオマス資源の焼却灰関係）について（通知）
https://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_1306282.pdf
- ・「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において平成25年上期に講ずることとされた措置（廃棄物の該当性判断における取引価値の解釈の明確化）について

<https://www.env.go.jp/recycle/【セット版】130628 事務連絡（規制改革通知 QA 改正）.pdf>

- ・令和3年度バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集

<https://www.env.go.jp/recycle/example.pdf>

（４）条例等による独自規制について

流入規制や住民同意等の地方自治体独自の対策は、他人の不要物を自区域で処理することに対する忌避感や、都道府県域を越えて搬入された産業廃棄物の不適正処理が多発してきたこと等から生ずる産業廃棄物の処理全体に対する住民の不信感等を背景に、一部の地方自治体が導入してきたものである。

しかしながら、これらの取組が産業廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するものとならないよう、廃棄物処理法の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を超える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたい旨を通知等により周知してきたところである。特に廃プラスチックや災害等により発生した産業廃棄物を広域的に処理するに当たり、流入規制等が円滑な処理の妨げになり、不適正処理を招く可能性がある。不必要な独自規制についてはその廃止、緩和を速やかに実施されたい。廃止、緩和が困難な場合においては、手続の合理化、迅速化を実施されたい。

また住民同意については、平成29年2月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」において、「実質的な住民同意についても、その実態を把握した上で、廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するおそれがあることを通知等により周知するなど、必要な措置を講じる必要がある。」旨の指摘を受けているところであり、円滑で適正な処理を阻害するおそれがあることを踏まえ、必要な見直しを進められたい。

（５）押印廃止、報告書等の様式の統一等について

「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）にて押印の全面見直しが推進されることとなったことに伴い、規則様式にて許可申請者等の押印を求めているものについて

て、令和2年末にいずれも押印不要とする改正を行ったところである。令和3年1月5日付け事務連絡「押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令の施行について（周知）」も参考に、新様式での対応をお願いしたい。

産業廃棄物処理計画書、産業廃棄物処理計画実施状況報告書及び産業廃棄物管理票交付等状況報告書については、廃棄物処理法施行規則により様式が定められているが、一部の各都道府県・政令市において、義務付けではないとしつつも必要な事項として記載事項を追加するなど、様式の記載事項を独自に追加又は省略している事例が散見されている。平成29年2月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」において、「地域の実情に応じた各都道府県・政令市の適正な審査の質等を確保しつつ、事業者の事務を軽減する観点から、産業廃棄物管理票交付等状況報告書についても、様式の統一を進め、当該様式について周知をしていくべきである。」旨の指摘を受けているところである。

これを受けて、平成30年度に実態把握の調査を行ったところ、規則で定められた様式に独自に項目を追加した様式を用いている自治体が約2割程度となっており、各都道府県・政令市の事務の実情に合わせてフォーマットの加工等を行っている状況であった。この調査を受け、様式を統一するよう通知（平成31年3月29日付け「産業廃棄物管理票交付等状況報告書等の様式の統一等について（通知）」）を発出し、産業廃棄物処理計画書、産業廃棄物処理計画実施状況報告書及び産業廃棄物管理票交付等状況報告書の様式の電子データについて環境省ウェブサイトに掲載した。

しかしながら、依然として、独自の様式での提出を求めている都道府県・政令市が存在している状況である。「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）においても、これらの報告書等の様式の統一化等のため、必要な措置を講ずることとされたところであり、かかる都道府県・政令市におかれては、事業者の事務負担の軽減の観点から改めて省令様式に統一されるようお願いしたい。少なくとも、事業者による省令様式での提出を拒否しないようお願いする。現在、産業廃棄物関係の行政手続の申請・届出等のオンライン化の検討を進めているところであるが、国による一元的なプラットフォームの整備に当た

っては、事業者の利便性を考慮し、提出様式等の統一化を一層推進していくこととしているので、各都道府県・政令市の御理解・御協力をお願いする。

また、先行許可証の提出をもって、許可事務において添付書類を一部省略することができることについては、従前より通知してきたところであるが、本制度を一層積極的に活用されたい。自治体によっては、法定書類以外の書類を追加請求するところもあるが、不合理な追加書類については撤廃を検討されたい。更新許可手続等について、事業者の円滑な事業の促進を阻害することのないように審査の迅速化を行っていただくようお願いしたい。

<参考資料>

- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書等の様式の統一等について
(規則様式等についてもこちらに掲載)

<https://www.env.go.jp/hourei/11/000651.html>

(6) 建設汚泥処理物等に係る再生利用について

建設汚泥やコンクリート塊については、建築物等インフラが更新時期を迎えていることにより、今後その発生量の増大が見込まれていることから、再生利用をより一層推進する必要がある。

建設汚泥処理物等については、平成 29 年 2 月に取りまとめられた「廃棄物処理制度の見直しの方向性（中央環境審議会意見具申）」において、土地造成に用いる建設資材等と称して不法投棄等されるおそれが指摘されている一方、「不適正処理を防止しつつ広域的な流通を実現する」観点から、「再生利用に係る要件や廃棄物処理法における再生品の扱いについて認識を共有することが重要であることから、関係者による建設汚泥等の有用活用や広域利用に係る検討結果を踏まえつつ、（中略）必要な措置を講ずるべき」旨の指摘を受けている。

これらの課題解決のためには、不適正処理を防止しつつ広域的な流通を実現することが

重要である。特に建設汚泥については、廃棄物処理法施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づく再生利用指定制度を活用した適正な再生利用の促進を期待しているところであり、各都道府県・政令市においては、平成18年7月4日付け「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方について」（環廃産060704001号）で示した考え方を踏まえ、当該指定制度の積極的な運用に努められたい。

また、仕様書等の規定に照らし、適正な品質及び数量である建設汚泥処理物等が、生活環境の保全上の支障や品質の劣化を発生させずに保管され、当該仕様書等に従って有償譲渡として計画的に搬出されると同時に、再生利用されることが確実であることが確認できる場合は、当該建設汚泥処理物等が建設資材等として製造された時点において、有価物として取り扱うことが適当である。このことは、独立・中立的な第三者が、透明性及び客観性をもって判断する場合も同様に扱うことが適当であることから、令和2年7月20日付け「建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて（通知）」（環循規発第2007202号）を各都道府県・政令市宛てに発出し、再生利用されることが確実である建設汚泥処理物等の取扱いについて明確化した。

本通知の内容を踏まえ、令和3年8月に公益財団法人産業廃棄物処理振興財団が第三者認証業務を開始しており、開始の連絡を受け各都道府県・政令市に連絡した。再生利用指定制度の活用と併せて、当該通知に基づく取組を活用していただき、建設汚泥処理物等の適正な再生利用を積極的に推進されたい。

<参考資料>

- ・「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」（平成17年7月25日環廃産発第050725002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）

https://www.env.go.jp/recycle/waste/kensetu_tuuti.pdf

- ・「建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて（通知）」（令和2年7月20日環循規発第2007202号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k096.pdf>

（７）産業廃棄物処理業からの暴力団排除

今日、多くの企業は、企業倫理として暴力団を始めとする反社会的勢力と一切の関係をもたないことを掲げ、様々な取組を進めているところであるが、暴力団排除意識の高い企業であったとしても暴力団関係企業等と知らず、結果的に経済取引を行ってしまうケースがあることから、反社会的勢力との関係遮断のための取組を一層推進する必要がある。このような共通認識の下、平成 19 年 6 月 19 日に開催された第 3 回犯罪対策閣僚会議幹事会において、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下「企業指針」という。）が同幹事会申合せとして了承され、同年 7 月 3 日に開催された第 9 回犯罪対策閣僚会議にその旨報告がなされた。

これを受け、環境省では、産業廃棄物処理業界からの暴力団排除を強力に推進するため、同年 7 月 17 日付け依頼文（環廃産発第 070717002 号）を各都道府県・政令市に発出し、産業廃棄物処理業界等に対する企業指針の周知徹底を依頼するとともに、同様の依頼を社団法人全国産業廃棄物連合会（現：公益社団法人全国産業廃棄物連合会）に対して行った。

さらに、東日本大震災後の平成 25 年 5 月 28 日に開催された犯罪対策閣僚会議においては、「公共事業等からの暴力団排除の取組」、「復旧・復興事業からの暴力団排除の取組」が議論されるなど、政府が一丸となって暴力団排除対策を推進しているところである。

なお、環境省では、平成 21 年度から年 3 回程度、都道府県・政令市職員、産業廃棄物処理業者を対象とした産業廃棄物処理業からの暴力団排除対策のための講習会を開催しており、新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、令和 3 年度以降は、全国の都道府県・政令市職員を対象とした WEB 形式に切り替えて、開催を継続している。

なお、令和 5 年度に環境省が都道府県・政令市の産業廃棄物処理行政の担当者に対して実施した暴力団等反社会的勢力からの被害等に係る調査では、企業指針を「知っていた」と回答した方の割合が 62%であったのに対して、「知らなかった」と回答した方の割合が 38%であったが、部署内で半数以上の方が「知っていた」との回答は 49%にとどまっていることから、引き続き部署内において企業指針の周知をお願いしたい。

都道府県・政令市の担当者においては、改めて企業指針の趣旨を御理解いただいた上で

産業廃棄物処理業界等に対する企業指針の周知徹底を図るなど、より一層、暴力団排除対策を推進いただくようお願いしたい。

<参考資料>（首相官邸ホームページから）

- ・「犯罪対策閣僚会議」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/index.html>

- ・「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/dai9/9siryou8_2.pdf

- ・「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針に関する解説」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/pc/070427bessi2.pdf>

（８）産業廃棄物処理業者による違法な廃棄物回収対策について

近年、産業廃棄物処理業者が一般廃棄物処理業の許可等を有しないまま一般家庭から排出される使用済家電製品等の収集又は運搬を行う事案が見受けられるが、これらの者に対しては、一般廃棄物である使用済家電製品等の回収又は廃棄物回収業者等からの一般廃棄物である使用済家電製品等の引受けはできない旨、周知していただくようお願いする。また、産業廃棄物処理業の新規許可時及び許可の更新時においては、適切な指導を行うとともに、悪質な場合には、産業廃棄物処理業の許可の取消し処分又は産業廃棄物処理業の許可の更新申請に対する不許可処分も念頭に厳正に対処されたい。

各都道府県・政令市においては、違法な使用済家電製品等の回収に対する取締りの強化等に御尽力いただいているところであるが、人口規模の小さな市町村では対応に苦慮している場合もあることから、貴管内においてイニシアチブを発揮し、市町村や都道府県警察、地方環境事務所とも連携の上、今後も継続して違法な使用済家電製品等の回収に対応していただくとともに、県民及び県内事業所に対しても、使用済家電製品等を排出するに当たっては、違法な廃棄物回収業者を利用しないことについて普及啓発の徹底をお願いしたい。

上記の取組を推進するため、令和５年度には違法な廃棄物回収業者対策のためのセミナーを実施（Web で計２回開催）した。今年度も開催を予定しているため、是非、参加いただきたい。

（９）産業廃棄物に係る調査の早期化等について

産業廃棄物排出・処理状況調査、産業廃棄物処理施設状況調査及び産業廃棄物行政組織等調査などの廃棄物処理法の施行状況等の調査については、毎年度、各都道府県・政令市にご協力いただいているところであり、感謝申し上げます。

全国的な産業廃棄物に関する基礎的な統計情報を把握するため、引き続き円滑な統計調査の実施に御協力をお願いしたい。

（１０）専ら再生利用の目的となる産業廃棄物について

廃棄物処理法においては、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者については、その業を行うに当たって産業廃棄物処理業の許可が不要とされており、事業者が、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、これらの者に委託できるとされている。また、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物管理票を交付しなければならないとされているが、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者に当該産業廃棄物のみの運搬又は処分を委託する場合は交付を要しないとされている。

専ら再生利用の目的となる産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」（昭和４６年１０月１６日付け環整第４３号厚生省環境衛生局長通知）及び「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（通知）」（令和２年３月３０日付け環循規発第２００３３０１号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）において、「産業廃棄物の処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないも

のであること。」とされているので、御了知願いたい。これらの産業廃棄物のみの処理を業として行う者を許可の対象から除いているのは、上述のとおり、法制定当時から既存業者による回収から再資源化までの処理体制が既に確立されており、許可制度の対象としなくとも適正処理がなされることが期待されるためである。

なお、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物以外の産業廃棄物の処理を主たる業として行っている業者であっても、当該専ら再生利用の目的となる産業廃棄物の再生利用を行う場合は、当該専ら再生利用の目的となる産業廃棄物の処理については、産業廃棄物処理業の許可は要しない。ただし、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物であっても、それが再生利用されていない場合には許可が必要である。

なお、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物については、「専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて」（令和5年2月3日付け環循適発第2302031号、環循規発第2302031号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知）及び「専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて」（令和5年4月10日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課、廃棄物規制課事務連絡）を発出しているため、こちらも参照されたい。

（１１）「熱分解に係る廃棄物処理基準の明確化」についての再周知

熱分解に係る廃棄物処理基準については、平成17年2月18日付けの各都道府県・政令市宛て通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について」において、その明確化を図ったところであるが、引き続き、当該通知事項に留意いただき、管内事業者に対して適切に助言、指導いただくようお願いしたい。

（１２）不適正ヤードへの規制に向けた検討について

平成29年の廃棄物処理法改正により、有害使用済機器保管等届出制度が創設され、当該機器を保管又は処分を業として行う場合に届出が義務づけられた。本届出制度の対象となる機器は、リサイクル法の対象機器（家電4品目及び小型家電28品目）となっているが、

一部で、本制度の対象外である金属スクラップ等の不適正な保管や処理に起因する騒音や悪臭、公共水域や土壌の汚染、火災の発生等が報告されている。このような環境問題に対して、一部の自治体において、廃棄物や有害使用済機器に該当しない、いわゆる再生資源物の保管に関する規制条例を制定している。

環境省としては、改正法の施行後 5 年で施行の状況を勘案して、必要があれば、措置を講ずるものとされており、令和 7 年（2025 年）がそのタイミングとなるため、この機会に必要な対応を検討してまいりたい。今後、条例を制定した自治体等との意見交換や調査を通じて、いわゆる不適正なヤードに関する全国的な実態を把握してまいりたい。また、いわゆる不適正ヤードにおいて特に有害性が懸念される廃鉛蓄電池の取扱の実態など、重点的に調査していく必要があると考えている。実行性のある対応を検討していく段階で調査やヒアリングに御協力いただきたい。